Ⅲ　ごみ処理基本計画

第１章　ごみ処理の現況及び課題

第１節　ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れを図 3-1-1-1 に示します。

本市のごみは、家庭系ごみは市の委託業者が、事業系ごみは市の許可業者が収集・運搬を行っています。

ごみの中間処理及び最終処分は、本市、宜野湾市、北谷町の 2 市 1 町で構成される倉浜衛生施設組合（以下、「組合」という。）の一般廃棄物処理施設で実施しています。

中間処理については、平成 22 年度より供用を開始している熱回収施設及びリサイクルセンターで実施しています。熱回収施設では、可燃ごみ等を処理しており、溶融スラグ及び金属類を資源として回収しています。また、処理後の残渣（飛灰固化物等）は、最終処分場で埋立処分しています。リサイクルセンターでは、不燃ごみや資源ごみ等を処理しており、資源物を回収しています。また、処理後の残渣のうち、可燃残渣は熱回収施設で処理し、不燃残渣は最終処分場で埋立処分しています。草木については、民間業者へ処理を委託し、堆肥化の原料として有効利用しています。

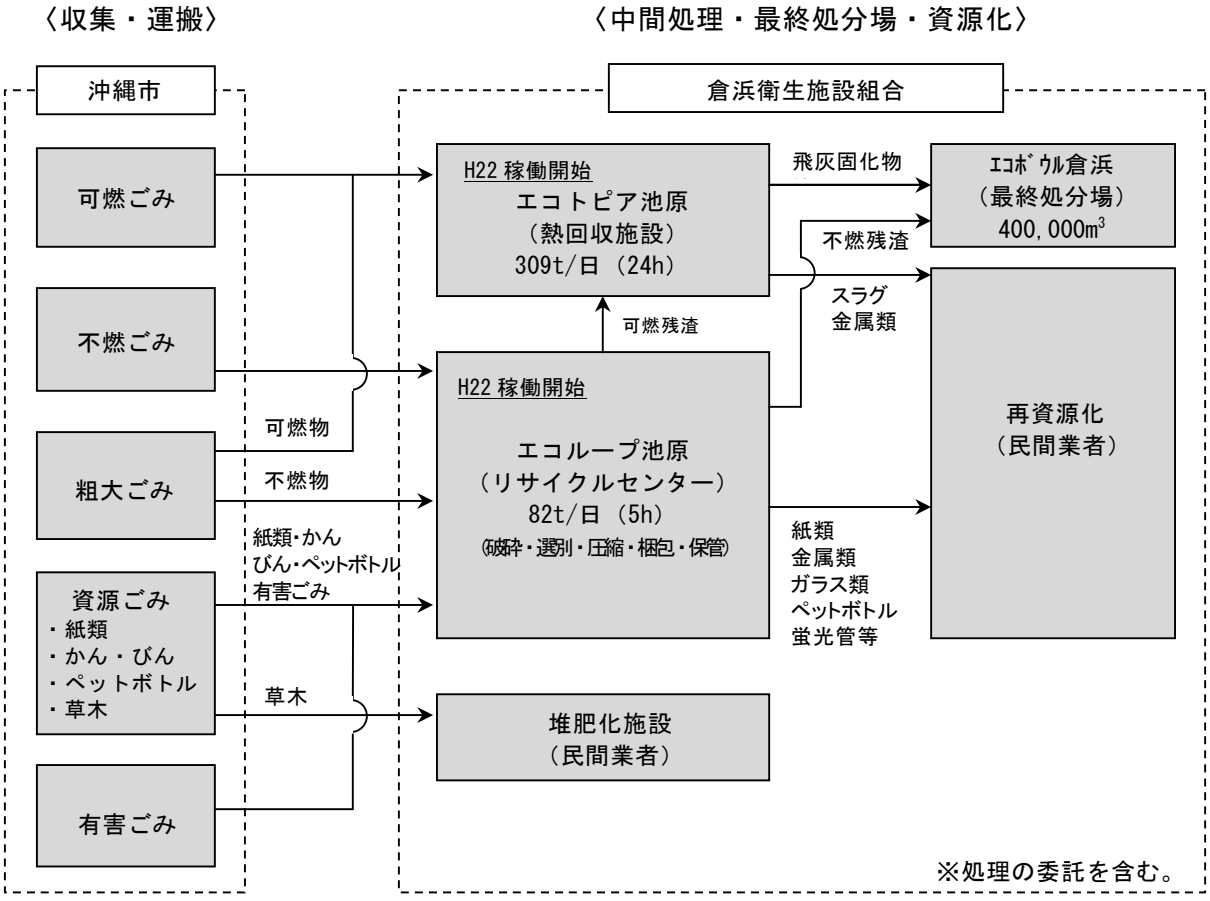

図 3-1-1-1　本市のごみ処理の流れ（平成 26 年度）

第 2 節　ごみ処理体制

1. ごみの分別区分

本市の家庭系ごみ、事業系ごみの分別区分を表 3-1-2-1 に、処理・処分困難物等の扱いを表 3-1-2-2 に示します。

家庭系ごみについては、平成 22 年度から分別区分に有害ごみを追加し、蛍光管等の収集を行っています。また、粗大ごみとして回収していた指定袋（大）に入るカサ、ハンガー（金属）、小型の家電製品等は不燃ごみとして収集しています。

事業系ごみについては、平成 23 年 4 月より分別区分に資源ごみ（紙類、かん、びん、ペットボトル）を追加し、資源化を進めています。

表 3-1-2-1　本市のごみの分別区分

排出源	分別区分	具体例
家庭系ごみ	可燃ごみ	生ごみ、廃食油、プラスチック類、ゴム・皮革製品・紙おむつ、衛生用品、ペットの砂、衣類、かばん、CD、テープ類、ホース、草木（指定袋（大）2つ又は2束まで）
	不燃ごみ	なべ類、ビデオデッキ、カサ、ハンガー（金属）、食器類（陶磁器、ガラス）、アルカリ・マンガン電池、白熱球、炊飯器、小型の電化製品、ラジカセ
	粗大ごみ	家具類（タンス、机など）、寝具類（カーペット、ジュータン、畳、布団）、板切れ、金属・プラスチック製パイプ（ブラインド、物干竿など）、その他（電子ピアノ、自転車）、ガスコンロ等（鉄アレイ、石油ストーブ、ガスコンロ（カセットコンロ含む））、家電4品目（ブラウン管テレビ、液晶テレビ・プラズマテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）
	資源ごみ	紙類（新聞・チラシ、段ボール、本・雑誌、紙パック、雑がみ）、かん、びん、ペットボトル、草木（透明袋3袋又は3束以上）
	有害ごみ	蛍光管、水銀体温計、ライター
事業系ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（紙類、かん、びん、ペットボトル）	

表 3-1-2-2　処理・処分困難物等の扱い

区分	処理・処分困難物等の扱い
特定家庭用機器廃棄物（家電4品目6機器）	指定家電4品目6機器については、家電リサイクル券を使って粗大ごみとして出すか、販売店の引き取りとする。
家庭用使用済みパソコン	パソコンリサイクル法に基づき、メーカー等の引き取りとする。
一時多量ごみ	引っ越しなどの一時多量のごみは、本市の許可を得てごみ処理施設へ直接持ち込むものとする。
その他の適正処理困難物	その他の適正処理困難物として指定するものについては、専門業者での処理・処分とする。

2. ごみ処理の主体

ごみ処理の主体を表 3-1-2-3 に示します。

表 3-1-2-3　ごみ処理の主体

排出源・分別区分		排出抑制	収集・運搬	中間処理	最終処分
				保　管	資 源 化
家庭系ごみ	可燃ごみ	住民	本市	倉浜衛生施設組合	倉浜衛生施設組合
	不燃ごみ				
	粗大ごみ				
	資源ごみ 紙類				
	資源ごみ かん・びん				
	資源ごみ ペットボトル				
	資源ごみ 草木				
	有害ごみ				
事業系ごみ		事業者			

※ごみ処理主体には委託を含む。

3. 収集・運搬体制

家庭系ごみ、事業系ごみの収集・運搬の方法を表 3-1-2-4 に、有料化の実施状況を表 3-1-2-5 に、収集車の概要を表 3-1-2-6 に示します。

本市では、市民の利便性の向上、収集・運搬体制の効率化のため、平成 22 年度より「かん、びん、紙類」、「ペットボトル」、「不燃ごみ」の収集回収を月 2 回から週 1 回に変更しました。

また、収集方法については、一部地域を除いて戸別収集方式を導入しました。

表 3-1-2-4　ごみの収集・運搬の方法

分別区分		運搬形態	収集方法	手数料（排出方法）	収集回数
家庭系ごみ	可燃ごみ	委託	戸別収集	有料（指定袋）	2回/週
	不燃ごみ			有料（指定袋）	1回/週
	粗大ごみ			有料（処理券）	随時（申込制）
	資源ごみ 紙類			無料（紐結束）	1回/週
	資源ごみ かん・びん			無料（透明袋）	1回/週
	資源ごみ ペットボトル			無料（透明袋）	1回/週
	資源ごみ 草木			無料（袋・紐結束）	随時
	有害ごみ			無料（包み箱・透明袋）	1回/週
	直接搬入	個人による持ち込み（有料：指定袋・処理券）			
事業系ごみ		事業者自ら適正に処理することとなっており、市の許可業者へ収集・運搬を依頼して組合のごみ処理施設へ搬入する。（有料：資源ごみについては処理費用無料）			

出典：一般廃棄物処理実態調査票（平成 25 年度）

表 3-1-2-5　有料化の実施状況

	主体	対象ごみ	有料化開始年月	徴収方法	指定袋の種類及び料金
家庭系	本市	可燃ごみ 不燃ごみ	H12.12	指定袋	特大（ 100cm × 95cm ）:30円/枚
					大 （ 80cm × 65cm ）:20円/枚
					中 （ 70cm × 50cm ）:17円/枚
					小 （ 60cm × 40cm ）:15円/枚
		粗大ごみ	H17.7	処理券	300円/枚
事業系	倉浜衛生施設組合	可燃ごみ 不燃ごみ	H16.4	従量制	40円/10kg

出典：沖縄市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
沖縄市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則
倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例

表 3-1-2-6　収集車の概要

台数及び積載量		
収 集 車	直　　営	3台（ 7t ）
	委　　託	39台（ 78t ）
	許可業者	124台（ 464t ）

出典：一般廃棄物処理実態調査票（平成 25 年度）

4. 中間処理・最終処分体制

組合の中間処理施設及び最終処分場の概要を表 3-1-2-7～表 3-1-2-9 に示します。

組合では、平成 22 年度から新ごみ処理施設であるエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）が供用開始しています。

表 3-1-2-7　エコトピア池原（熱回収施設）

施設名称	エコトピア池原(熱回収施設)
所在地	沖縄市字池原3394番地
竣工年月	平成22年3月
施設規模	309t/日(103t/24h×3炉)
形式及び処理方式	流動床式ガス化溶融炉
余熱利用	蒸気タービン発電機及び蒸気利用方式(最大出力 6,000kW)
敷地面積	約 90,000m^2
総事業費	9,954,000千円

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）　平成 25 年 3 月　沖縄市

表 3-1-2-8　エコループ池原（リサイクルセンター）

施設名称	エコループ池原(リサイクルセンター)
所在地	沖縄市字池原3394番地
竣工年月	平成22年3月
施設規模	82t/日(5h)(不燃ごみ21t/5h、不燃性粗大ごみ7t/5h、かん類12t/h、びん類8t/h、ペットボトル3t/h、紙類31t/h) (ストックヤード併設) 面積:1,525m^2、分別:14分別 (紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、草木類、スラグ、その他)
総事業費	1,862,700千円

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）　平成 25 年 3 月　沖縄市

表 3-1-2-9　エコボウル倉浜（最終処分場）

施設名称	エコボウル倉浜(最終処分場)
所在地	沖縄市字倉敷111番地
竣工年月	平成8年12月
埋立開始年月	平成9年4月(平成9年2月から試運転及び埋立開始)
埋立面積	38,000m^2
埋立容量	400,000m^3
埋立対象	焼却灰・破砕残渣
浸出水処理施設	140m^3/日
総事業費	2,738,582千円

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）　平成 25 年 3 月　沖縄市

第 3 節　ごみ処理の実績

1. ごみ処理状況

平成 26 年度の本市のごみ処理状況を図 3-1-3-1 に示します。

平成 26 年度のごみの総排出量は 42,208t/年で、熱回収施設で処理された量は 38,934t/年(直接焼却量＋リサイクルセンターからの残渣量)、リサイクルセンターで処理された量は 4,501t/年、堆肥化施設（民間業者）で処理された量は 309t/年となっています。処理後の総資源化量は 4,292t/年であり、リサイクル率は 10.2%となっています。

中間処理で減量化された量は 35,144t/年であり、最終処分量は 2,772t/年です。

また、熱回収施設では余熱を発電及び蒸気利用しており、平成 26 年度の年間の発電量は 31,099MWh/年となっています。

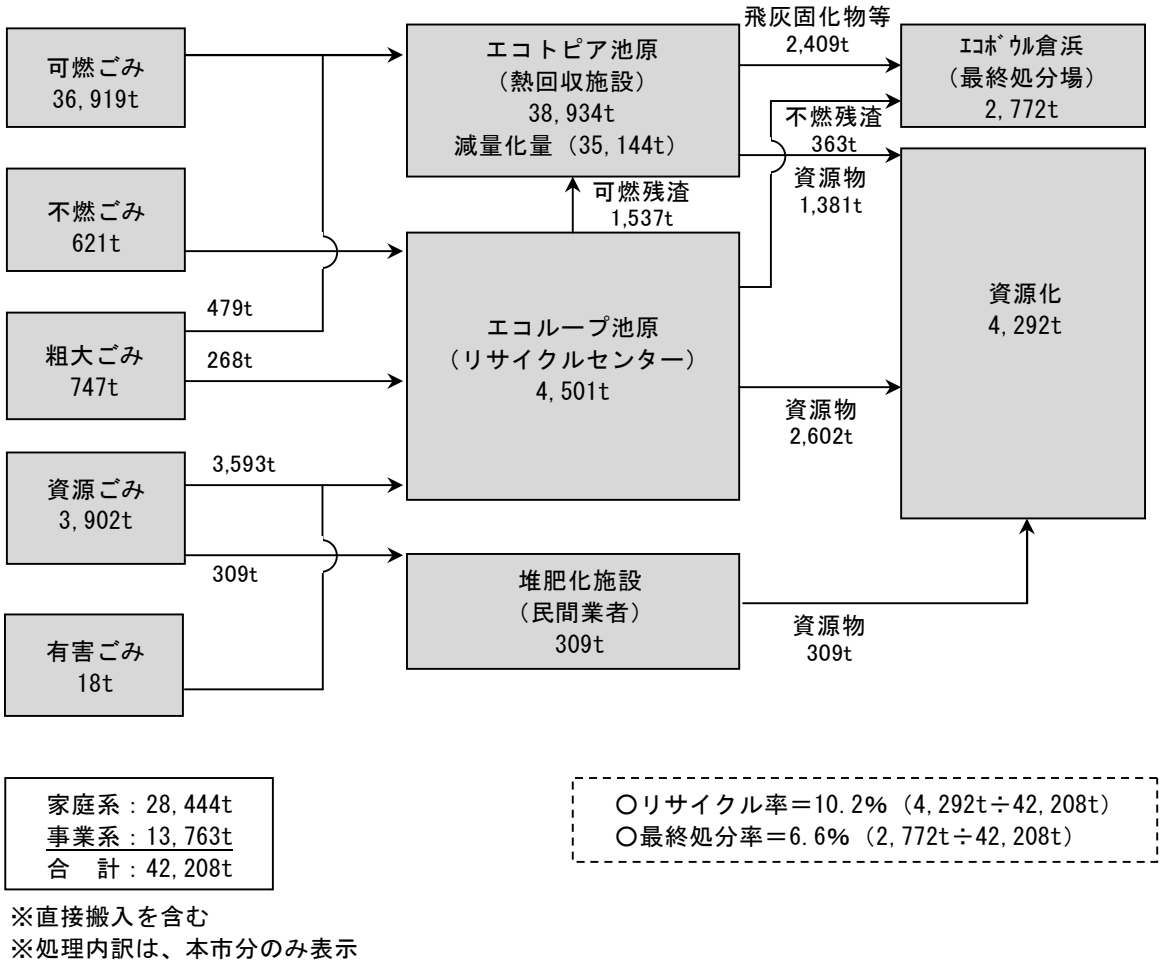

家庭系：28,444t
事業系：13,763t
合　計：42,208t

※直接搬入を含む
※処理内訳は、本市分のみ表示

○リサイクル率＝10.2%（4,292t÷42,208t）
○最終処分率＝6.6%（2,772t÷42,208t）

図 3-1-3-1　本市のごみ処理状況（平成 26 年度）

2. ごみ排出量の実績

平成 18 年度～平成 26 年度の過去 9 年間のごみ排出量実績を表 3-1-3-1 に示します。

表 3-1-3-1　ごみの排出量実績

			年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
行政区域内人口			人	133,067	133,874	134,494	135,348	136,171	137,587	137,894	138,220	138,503
事業所数			事業所	6,638	6,544	6,455	6,372	6,294	6,221	5,459	5,443	5,217
家庭系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	23,961	23,964	23,040	24,370	22,873	23,559	23,630	22,944	23,570
			t/日	65.66	65.65	63.12	66.77	62.66	64.55	64.74	62.86	64.57
		不燃ごみ	t/年	487	500	423	470	548	544	525	454	496
			t/日	1.33	1.37	1.16	1.29	1.50	1.49	1.44	1.24	1.36
		粗大ごみ	t/年	527	590	669	712	528	603	638	682	666
			t/日	1.44	1.62	1.83	1.95	1.45	1.65	1.75	1.87	1.82
		資源ごみ	t/年	3,132	2,919	2,856	2,979	3,548	3,930	3,734	3,527	3,290
			t/日	8.58	8.00	7.83	8.16	9.72	10.77	10.23	9.66	9.01
		紙類	t/年	613	320	262	467	612	721	728	733	757
			t/日	1.68	0.88	0.72	1.28	1.68	1.98	2.00	2.01	2.07
		かん・びん	t/年	1,105	1,005	1,284	1,333	1,854	1,487	1,370	1,459	1,466
			t/日	3.03	2.75	3.52	3.65	5.08	4.07	3.75	4.00	4.02
		ペットボトル	t/年	329	317	322	383	325	378	377	415	424
			t/日	0.90	0.87	0.88	1.05	0.89	1.04	1.03	1.14	1.16
		草木	t/年	1,085	1,277	988	796	757	1,344	1,259	920	643
			t/日	2.97	3.50	2.71	2.18	2.07	3.68	3.45	2.52	1.76
		有害ごみ（蛍光管等）	t/年	0	0	5	7	11	20	20	19	18
			t/日	0.00	0.00	0.01	0.02	0.03	0.05	0.05	0.05	0.05
		合計	t/年	28,107	27,973	26,993	28,538	27,508	28,656	28,547	27,627	28,040
			t/日	77.01	76.64	73.95	78.19	75.36	78.51	78.21	75.69	76.82
	直接ごみ	可燃ごみ	t/年	20	13	24	4	209	265	228	213	230
			t/日	0.05	0.03	0.07	0.01	0.57	0.73	0.63	0.58	0.63
		不燃ごみ	t/年	2	3	0	3	1	3	5	4	7
			t/日	0.01	0.01	0.00	0.01	<0.01	0.01	0.01	0.01	0.02
		粗大ごみ	t/年	19	30	37	12	13	25	20	26	81
			t/日	0.05	0.08	0.10	0.03	0.04	0.07	0.05	0.07	0.22
		資源ごみ	t/年	44	3	31	41	134	85	80	163	87
			t/日	0.12	0.01	0.08	0.11	0.37	0.23	0.22	0.45	0.24
		草木	t/年	44	3	31	41	134	85	80	163	87
			t/日	0.12	0.01	0.08	0.11	0.37	0.23	0.22	0.45	0.24
		合計	t/年	85	49	92	60	357	378	333	406	405
			t/日	0.23	0.13	0.25	0.16	0.98	1.04	0.91	1.11	1.11
事業系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	11,753	11,569	11,166	12,227	12,026	12,396	12,798	12,972	13,119
			t/日	32.20	31.69	30.60	33.50	32.95	33.95	35.06	35.54	35.94
		不燃ごみ	t/年	963	918	834	909	877	378	117	127	119
			t/日	2.64	2.52	2.28	2.49	2.40	1.04	0.32	0.35	0.33
		資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	379	543	517	525
			t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.04	1.49	1.42	1.44
		紙類	t/年	0	0	0	0	0	4	0	0	0
			t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
		かん・びん	t/年	0	0	0	0	0	373	543	517	525
			t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.02	1.49	1.42	1.44
		ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0	2	0	0	0
			t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00
		合計	t/年	12,716	12,487	12,000	13,136	12,903	13,153	13,458	13,616	13,763
			t/日	34.84	34.21	32.88	35.99	35.35	36.03	36.87	37.30	37.71
排出量（家庭系＋事業系）			t/年	40,908	40,509	39,085	41,734	40,768	42,187	42,339	41,649	42,208
			t/日	112.08	110.98	107.08	114.34	111.69	115.58	116.00	114.11	115.64
			g/人/日	842.3	829.0	796.2	844.8	820.2	840.1	841.2	825.5	834.9
		家庭系ごみ	t/年	28,192	28,022	27,085	28,598	27,865	29,034	28,880	28,033	28,444
			kg/人	211.86	209.32	201.38	211.29	204.63	211.02	209.44	202.81	205.37
			g/人/日	580.4	573.5	551.7	578.9	560.6	578.1	573.8	555.7	562.7
		事業系ごみ	t/年	12,716	12,487	12,000	13,136	12,903	13,153	13,458	13,616	13,763
			t/事業所	1.92	1.91	1.86	2.06	2.05	2.11	2.47	2.50	2.64
集団回収合計			t/年	1,035	832	0	0	0	0	0	0	0
			t/日	2.84	2.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			g/人/日	21.3	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		紙類	t/年	1,035	832	0	0	0	0	0	0	0
			t/日	2.84	2.28	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
総排出量（排出量＋集団回収）			t/年	41,943	41,341	39,085	41,734	40,768	42,187	42,339	41,649	42,208
			t/日	114.92	113.26	107.08	114.34	111.69	115.58	116.00	114.11	115.64
			g/人/日	863.6	846.0	796.2	844.8	820.2	840.1	841.2	825.5	834.9

※事業所数は、H24 が「平成 24 年経済センサス活動調査」（総務省）、H25～H26 は沖縄市環境課提供資料。

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市

平成 24～26 年度　ごみ搬入及び処理状況年報　倉浜衛生施設組合

3. ごみ排出量

本市の平成 18 年度～平成 26 年度のごみ排出量の推移を表 3-1-3-2 及び図 3-1-3-2 に示します。

平成 26 年度のごみ総排出量は 42,208t/年で、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 834.9g/人・日となっています。

過去 9 年間の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 20 年に 796.2g/人・日と最も少なく、その後は約 840g/人・日前後で推移しています。

また、本市と沖縄県及び全国の 1 人 1 日当たりのごみ排出量を比較すると、平成 21 年度を除き、沖縄県及び全国を下回っています。

表 3-1-3-2　ごみの排出量の推移

		年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
行政区域内人口		人	133,067	133,874	134,494	135,348	136,171	137,587	137,894	138,220	138,503
計画収集量		t/年	40,823	40,460	38,993	41,674	40,411	41,809	42,005	41,243	41,803
直接搬入量		t/年	85	49	92	60	357	378	333	406	405
ごみ排出量		t/年	40,908	40,509	39,085	41,734	40,768	42,187	42,339	41,649	42,208
	家庭系ごみ量	t/年	28,192	28,022	27,085	28,598	27,865	29,034	28,880	28,033	28,444
	事業系ごみ量	t/年	12,716	12,487	12,000	13,136	12,903	13,153	13,458	13,616	13,763
集団回収量		t/年	1,035	832	0	0	0	0	0	0	0
ごみ総排出量		t/年	41,943	41,341	39,085	41,734	40,768	42,187	42,339	41,649	42,208
1人1日当たりごみ排出量	本市	g/人･日	863.6	846.0	796.2	844.8	820.2	840.1	841.2	825.5	834.9
	沖縄県	g/人･日	911.8	899.5	831.4	831.7	834.1	849.7	853.3	829.4	ー
	全国	g/人･日	1,115.4	1,092.1	1,033.5	994.4	976.2	978.9	963.5	957.5	ー

注：沖縄県と全国の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」を用いた。
出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市
　　平成 24～26 年度　ごみ搬入及び処理状況年報　倉浜衛生施設組合

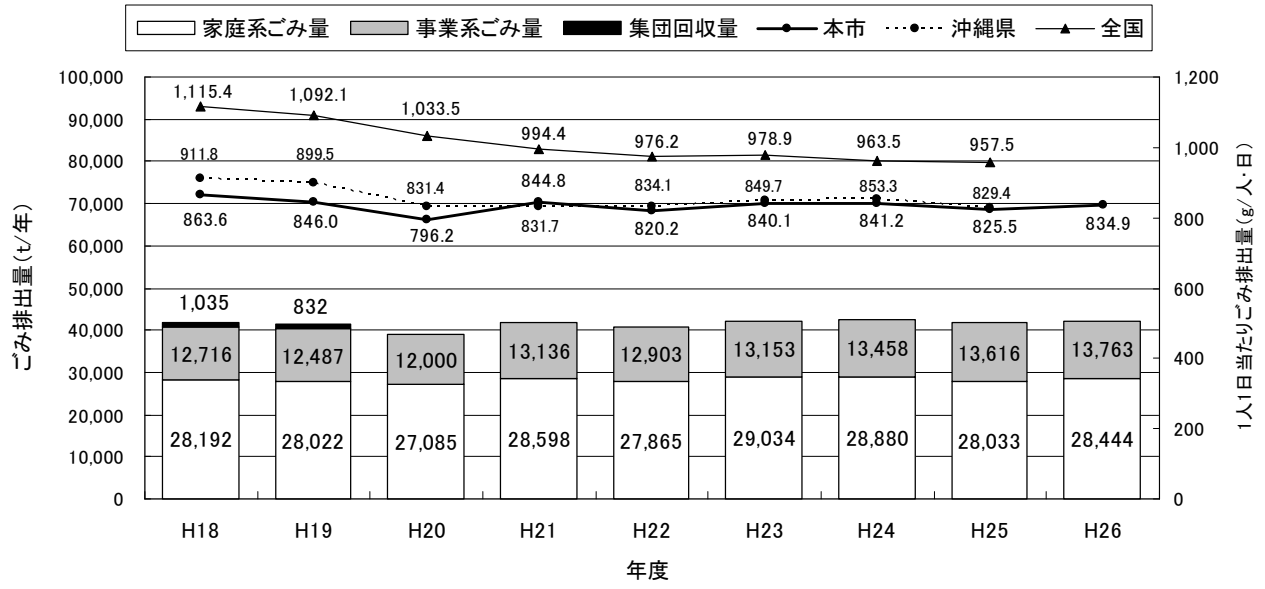

注：H26 の沖縄県及び全国値は未公表

図 3-1-3-2　ごみの排出量の推移

4. ごみ種類別排出量の推移

本市の平成 18 年度～平成 26 年度のごみ種類別排出量の推移を表 3-1-3-3 に、平成 18 年度と平成 26 年度のごみ種類別排出量の割合を比較したものを図 3-1-3-3 に示します。

平成 26 年度におけるごみ種類別排出量は、可燃ごみが 36,919t/年（87.47%）と最も高く、次いで、資源ごみが 3,902t/年（9.24%）、粗大ごみが 747t/年（1.77%）となっています。

平成 18 年度と平成 26 年度のごみ種類別排出量の割合を比較すると、不燃ごみの割合は減少し、その他のごみ割合は増加しています。

表 3-1-3-3　ごみ種類別排出量の推移

単位:t/年

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
可燃ごみ	35,734	35,546	34,230	36,601	35,108	36,220	36,656	36,130	36,919
不燃ごみ	1,452	1,421	1,257	1,382	1,426	925	648	585	621
粗大ごみ	546	620	706	724	541	628	657	708	747
資源ごみ	3,176	2,922	2,887	3,020	3,682	4,394	4,357	4,206	3,902
紙類	613	320	262	467	612	725	728	733	757
かん･びん	1,105	1,005	1,284	1,333	1,854	1,860	1,913	1,975	1,991
ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0	0	0	0	0	2	0	0	0
草木	1,129	1,280	1,019	837	891	1,429	1,339	1,082	730
有害ごみ	0	0	5	7	11	20	20	19	18
合計	40,908	40,509	39,085	41,734	40,768	42,187	42,339	41,649	42,208

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市
　　平成 24～26 年度　ごみ搬入及び処理状況年報　倉浜衛生施設組合

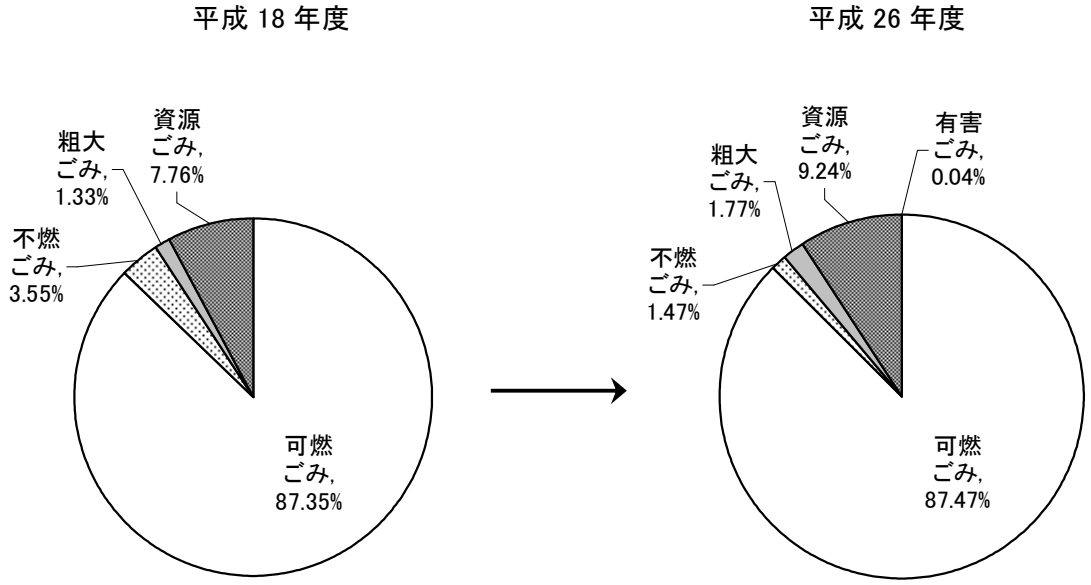

図 3-1-3-3　平成 18 年度と平成 26 年度のごみ種類別排出量の割合の比較

5. ごみ処理状況

本市の平成 18 年度～平成 26 年度のごみ処理状況の推移を表 3-1-3-4 に、ごみ処理割合の推移を図 3-1-3-4 に示します。

平成 26 年度のごみ処理量の合計は 42,655t/年であり、そのうち、直接焼却されるものが 37,844t/年、焼却以外の中間処理量が 4,811t/年となっています。

過去 9 年間のごみ処理割合は、直接焼却量が約 87%でほぼ横ばいの状態で推移しています。

表 3-1-3-4　ごみ処理状況の推移

単位:t/年

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
直接焼却量	35,734	35,546	34,230	36,601	35,447	36,544	36,693	36,273	37,844
焼却以外の中間処理量	5,174	4,963	4,855	5,133	5,321	5,565	5,262	5,072	4,811
リサイクルセンター	4,419	3,685	3,837	4,295	4,430	4,538	4,357	4,400	4,460
堆肥化施設	755	1,278	1,018	838	891	1,027	905	672	351
合計	40,908	40,509	39,085	41,734	40,768	42,109	41,955	41,345	42,655

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市
平成 24～25 年度　一般廃棄物処理実態調査（環境省）
平成 26 年度　沖縄市環境課提供資料

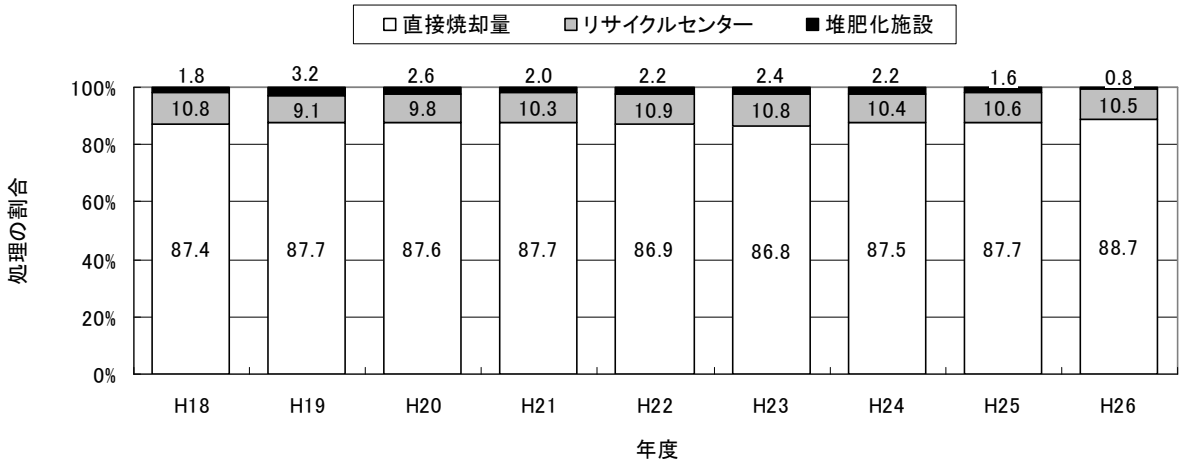

図 3-1-3-4　ごみ処理割合の推移

6. 資源化の状況

6-1　資源化の状況

本市の平成 18 年度～平成 26 年度の資源化量の推移を表 3-1-3-5 及び図 3-1-3-5 に示します。

平成 26 年度の資源化量の合計は 4,292t/年であり、リサイクル率は 10.2%となっています。

過去 9 年間のリサイクル率の推移は、平成 21 年度までは減少傾向にあったものの平成 22 年度以降は、分別区分や収集方法の変更、新たなごみ処理施設での資源回収量の増加等により、リサイクル率は 11～12%に増加しています。

表 3-1-3-5　資源化量の推移

単位:t/年

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙類	1,648	1,153	403	467	612	576	632	674	602
その他紙	-	494	397	457	601	318	354	378	336
紙パック	-	8	6	10	11	9	8	8	6
紙製容器包装	-	651	0	0	0	249	270	288	260
金属類	1,467	708	521	646	741	676	673	651	612
ガラス類	999	859	712	755	1,164	1,309	1,302	1,363	1,227
ペットボトル	330	317	322	353	325	328	343	384	344
その他	755	1,278	1,018	838	1,809	2,412	2,226	1,885	1,507
肥料	755	1,278	1,018	838	891	1,007	905	672	341
溶融スラグ	0	0	0	0	907	1,388	1,305	1,198	1,149
蛍光管等	0	0	0	0	11	17	16	15	17
合計	5,199	4,315	2,976	3,059	4,651	5,301	5,176	4,957	4,292
リサイクル率	12.4%	10.4%	7.6%	7.3%	11.4%	12.6%	12.2%	11.9%	10.2%
ごみ総排出量	41,943	41,341	39,058	41,734	40,768	42,187	42,339	41,649	42,208

注：リサイクル率（%）＝総資源化量（t/年）÷総排出量（t/年）

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市

平成 24～25 年度　一般廃棄物処理実態調査（環境省）

平成 26 年度　沖縄市環境課提供資料

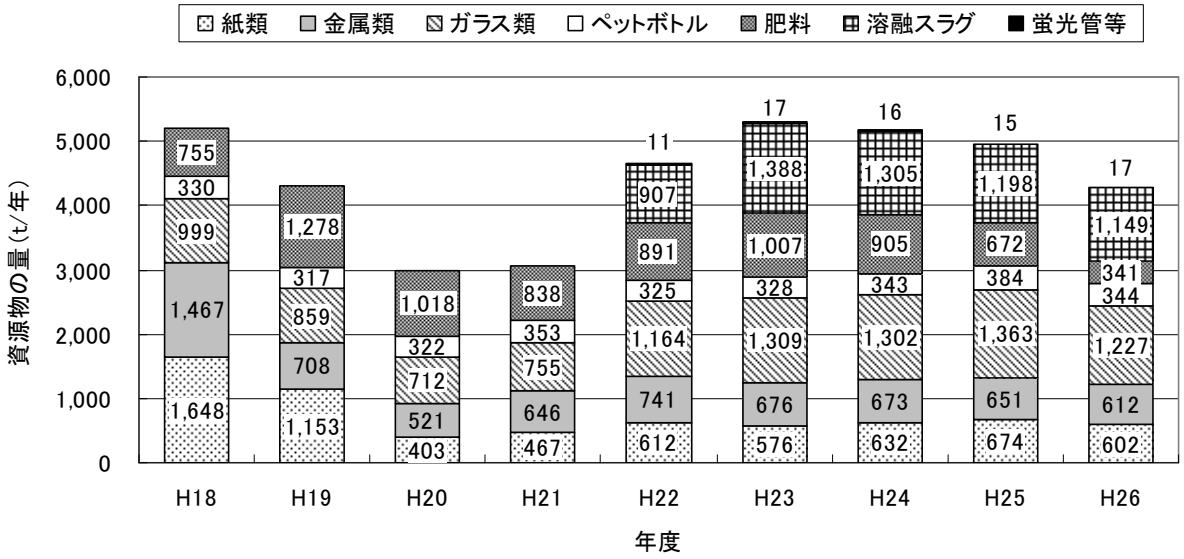

図 3-1-3-5　資源化量の推移

6-2　資源化の状況

組合の熱回収施設での余熱利用（発電）実績を表 3-1-3-6 に示します。

発電した電力の余剰分については、電力会社へ売電しています。

表 3-1-3-6　熱回収施設での余熱利用（発電）の実績

単位:MWh/年

年度	H22	H23	H24	H25	H26
総発電量	23,857	29,773	29,055	30,240	31,099

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市
平成 24～25 年度　一般廃棄物処理実態調査（環境省）
平成 26 年度　沖縄市環境課提供資料

6-3　生ごみ処理容器等の購入に対する助成

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化と生ごみの有効利用を図るため、生ごみ処理容器等の購入に対する助成制度を設けています。

平成 18 年度～平成 26 年度の過去 9 年間の生ごみ処理容器等の購入に対する助成実績を表 3-1-3-7 に示します。

表 3-1-3-7　生ごみ処理容器等の購入に対する助成実績

単位:基(機)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
生ごみ処理容器	10	12	13	23	12	6	22	14	17
生ごみ処理機	49	30	60	43	35	24	23	23	20
合計	59	42	73	66	47	30	45	37	37

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市
平成 26 年度　沖縄市環境課提供資料

6-4　住民団体による集団回収（市町村の助成を受けて回収された量）

平成 18 年度～平成 26 年度の過去 9 年間の本市の助成を受けて住民団体等が行った集団回収量の実績を表 3-1-3-8 に示します。

本市では、平成 19 年度まで集団回収に対する助成制度を設けていましたが、平成 20 年度以降、集団回収に対する助成は行っていません。

表 3-1-3-8　集団回収量の実績

単位:t/年

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙類	1,035	832	－	－	－	－	－	－	－

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市

7. 最終処分の状況

本市の平成 18 年度～平成 26 年度の過去 9 年間の最終処分量の推移を表 3-1-3-9 及び図 3-1-3-6 に示します。

最終処分の対象物は、熱回収施設からの飛灰固化物及びリサイクルセンターからの不燃残渣です。平成 26 年度の最終処分量は 2,772t/年であり、最終処分率は 6.6%となっています。

平成 22 年度から新たに整備した熱回収施設が供用開始となっており、処理残渣として発生する溶融スラグ、金属類、溶融飛灰のうち、溶融スラグと金属類については資源として回収するため、最終処分量が大きく減少しています。

表 3-1-3-9　最終処分量の推移

単位:t/年

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
最終処分量	4,934	4,757	4,508	4,024	2,705	2,387	2,233	2,407	2,772
最終処分率	12.1%	11.7%	11.5%	9.6%	6.6%	5.7%	5.3%	5.8%	6.6%
ごみ総排出量	40,908	40,509	39,085	41,734	40,768	42,187	42,339	41,649	42,208

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市
平成 24～25 年度　一般廃棄物処理実態調査（環境省）
平成 26 年度　沖縄市環境課提供資料

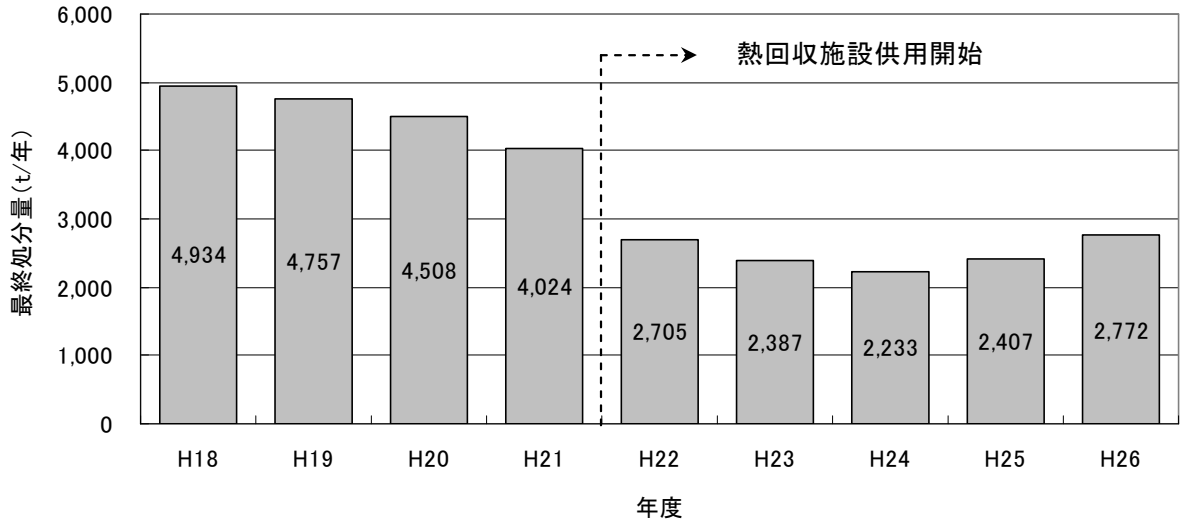

図 3-1-3-6　最終処分量の推移

8. ごみの性状

組合では、可燃ごみのごみ質調査を年 4 回実施しています。ごみ質調査結果を表 3-1-3-10 及び図 3-1-3-7 に示します。

平成 26 年度の可燃ごみの種類・組成は、最も大きい割合を占める木・竹・わらが 42.7%、次いでビニール等が 27.8%、紙・布が 19.8%、その他が 6.1%、厨芥類が 1.9%、不燃物類が 1.7%を占めています。

表 3-1-3-10　可燃ごみのごみ質調査結果

単位:%

	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
種類・組成	紙・布	53.3%	52.8%	50.2%	53.6%	51.0%	43.4%	38.7%	28.4%	19.8%
	ﾋﾞﾆｰﾙ・合成樹脂・ｺﾞﾑ・皮革類	25.4%	27.7%	28.8%	27.2%	30.0%	28.4%	27.7%	25.4%	27.8%
	木・竹・わら	6.6%	4.7%	6.6%	6.9%	5.1%	9.1%	22.4%	37.5%	42.7%
	厨芥類	10.2%	12.3%	11.4%	10.6%	12.6%	14.3%	7.7%	5.5%	1.9%
	不燃物類	3.4%	1.0%	1.3%	0.8%	0.6%	2.3%	1.6%	1.4%	1.7%
	その他	1.1%	1.5%	1.7%	0.9%	0.7%	2.5%	1.9%	1.8%	6.1%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
単位容積重量(kg/m^3)		94	94	76	106	86	122	115	119	117
三成分	水分	53.3%	56.3%	58.6%	54.3%	37.7%	45.1%	36.2%	35.5%	31.4%
	灰分	41.5%	37.5%	37.0%	40.7%	56.7%	5.9%	5.9%	4.7%	5.7%
	可燃物	5.2%	6.2%	4.4%	5.0%	5.6%	49.0%	57.9%	59.8%	62.9%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低位発熱量(kJ/kg) 実測値		10,606	10,368	12,167	10,598	12,550	10,463	11,555	12,858	12,600

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市
　　平成 24～26 年度　沖縄市環境課提供資料

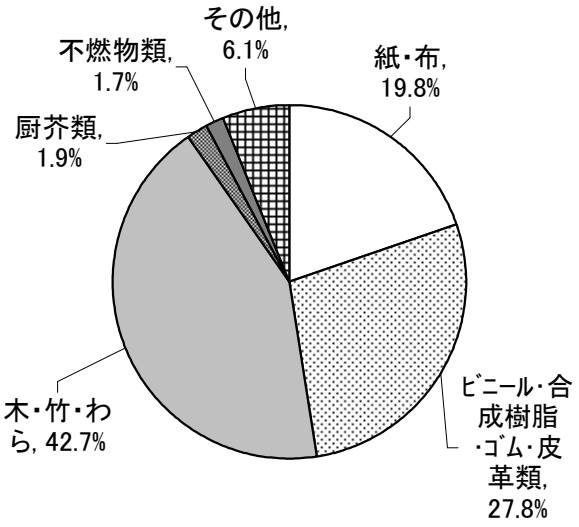

図 3-1-3-7　可燃ごみの組成（平成 26 年度）

9. ごみ処理に要した費用

本市の平成 18 年度～平成 25 年度のごみ処理事業経費の推移を表 3-1-3-11 に、1 人当たり及び 1t 当たりのごみ処理事業経費の推移を図 3-1-3-8 に示します。

平成 25 年度のごみ処理事業費は、建設・改良に要した費用はなく、処理及び維持管理に要した費用が 917,298 千円となっています。また、年間の本市の住民 1 人当たりの処理費用は 6,637 円、ごみ 1t 当たりの処理費用は 22,024 円となっています。

過去 8 年間の住民 1 人当たりのごみ処理費用は、減少傾向にあることから、ごみ処理の効率化が図られています。また、ごみ 1t 当たりの処理費用は、平成 22 年度までは減少傾向を示し、平成 22 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

表 3-1-3-11　ごみ処理事業経費の推移

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
建設・改良費	千円	202,769	349,277	301,963	490,813	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円	994,604	1,040,733	978,616	998,305	886,493	910,722	898,668	917,298
合計	千円	1,197,373	1,390,010	1,280,579	1,489,118	886,493	910,722	898,668	917,298
住民1人当たりのごみ処理費用	円/人	7,474	7,774	7,276	7,376	6,510	6,619	6,517	6,637
本市人口（参考）	人	133,067	133,874	134,494	135,348	136,171	137,587	137,894	138,220
ごみ1t当たりのごみ処理費用	円/t	24,313	25,691	25,038	23,921	21,745	21,588	21,226	22,024
ごみ総排出量	t/年	40,908	40,509	39,085	41,734	40,768	42,187	42,339	41,649

注 1：住民 1 人当たりのごみ処理費用（円/人･年）＝処理及び維持管理費〈調査研究費・車両購入費は除く〉（千円）÷本市人口（人）

注 2：ごみ 1t 当たりのごみ処理費用（円/t･年）＝処理及び維持管理費〈調査研究費・車両購入費は除く〉（千円）÷ごみ処理量（t/年）

出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市
平成 24～25 年度　一般廃棄物処理実態調査（環境省）

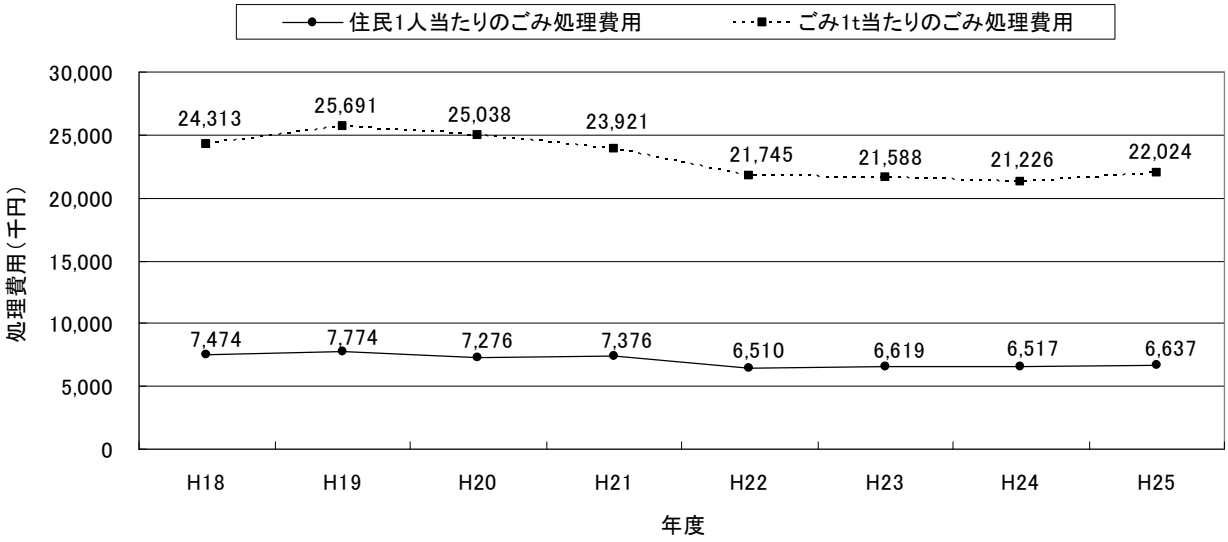

図 3-1-3-8　1 人当たり及び 1t 当たりのごみ処理事業経費の推移

第 4 節　ごみ処理の評価

1. 前計画の目標値との比較による評価

1-1　ごみ総排出量（1 人 1 日当たりごみ排出量）

1 人 1 日当たりのごみ排出量について、前計画の目標値と実績値の比較を図 3-1-4-1 に示します。

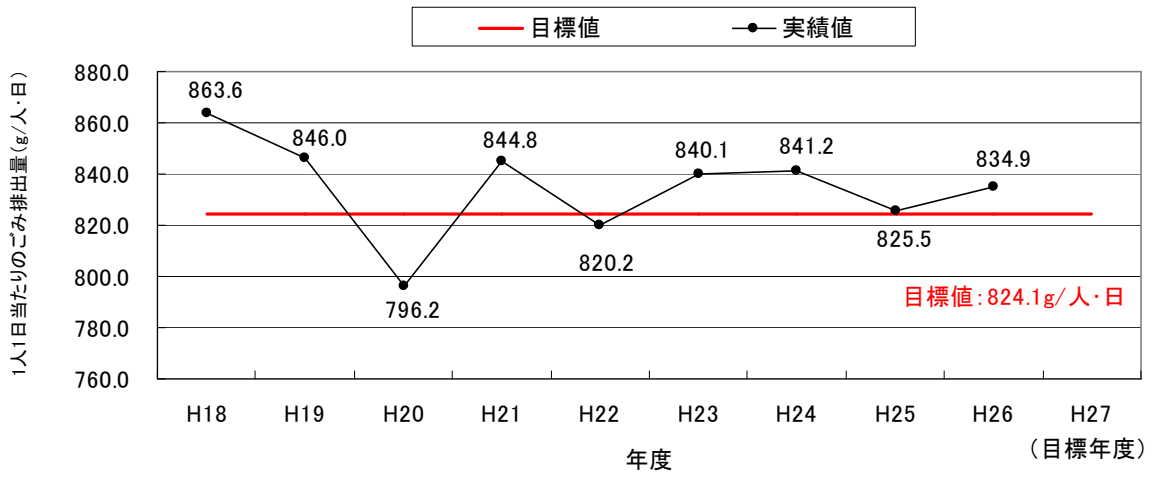

図 3-1-4-1　1 人 1 日当たりのごみ排出量の前計画の目標値と実績値の比較

1-2　家庭系ごみ（1 人 1 日当たりのごみ排出量）

家庭系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量について、前計画の目標値と実績値の比較を図 3-1-4-2 に示します。

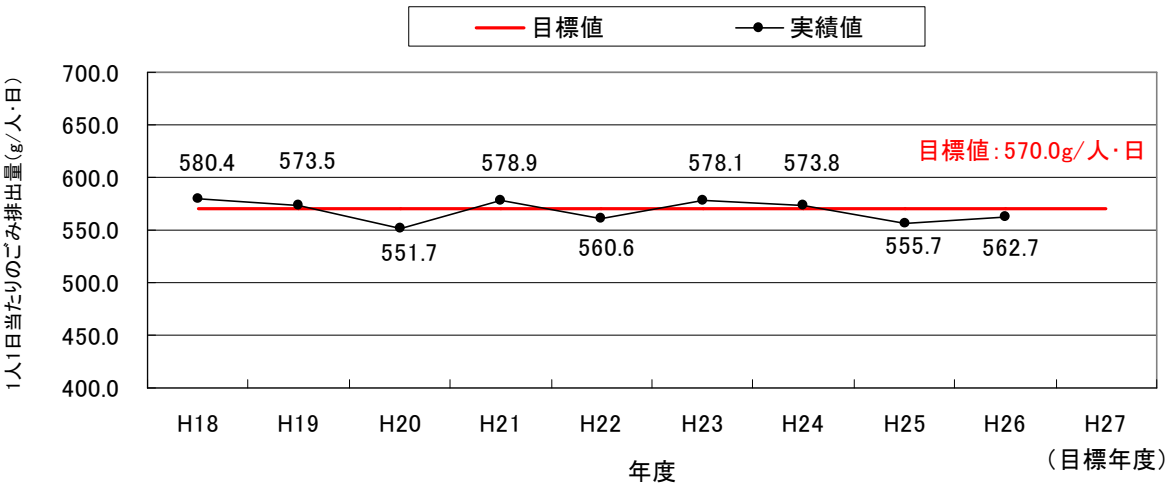

図 3-1-4-2　家庭系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量の前計画の目標値と実績値の比較

1-3　事業系ごみ（1 日当たりのごみ排出量）

事業系ごみの 1 日当たりのごみ排出量について、前計画の目標値と実績値の比較を図 3-1-4-3 に示します。

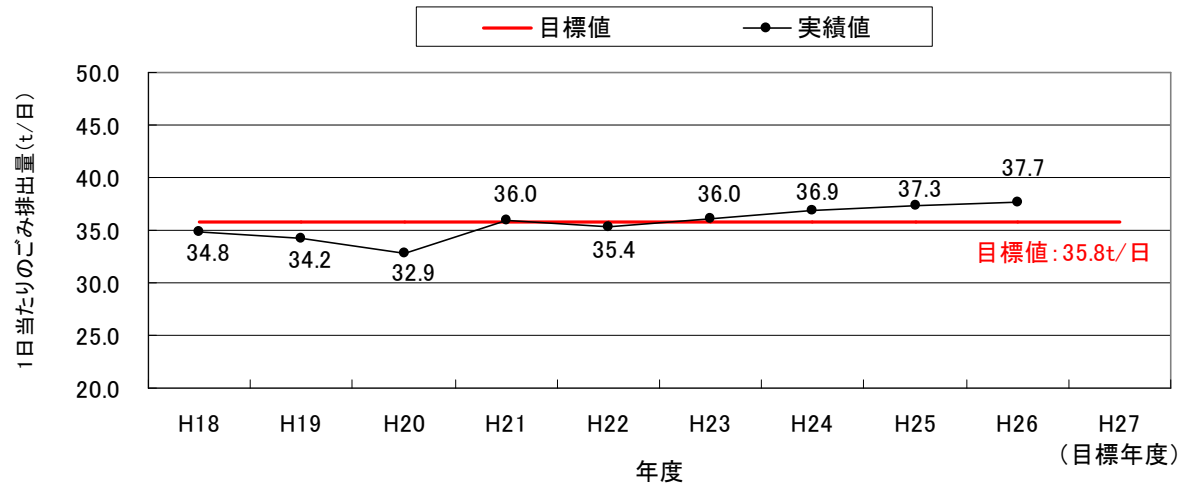

図 3-1-4-3　事業系ごみの 1 日当たりのごみ排出量の前計画の目標値と実績値の比較

1-4　リサイクル率

リサイクル率の前計画の目標値と実績値の比較を図 3-1-4-4 に示します。

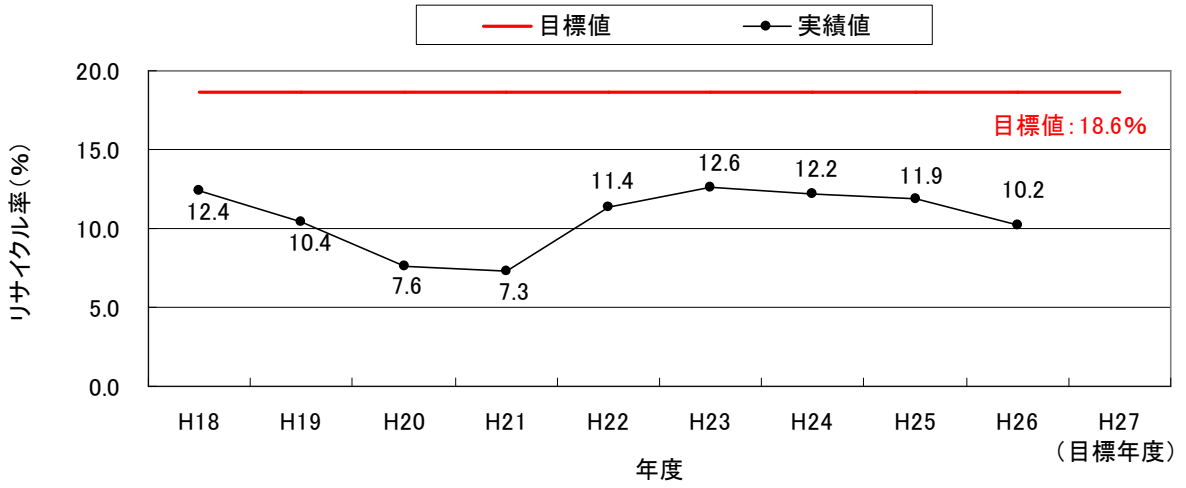

図 3-1-4-4　リサイクル率の前計画の目標値と実績値の比較

1-5　最終処分率

最終処分率の前計画の目標値と実績値の比較を図 3-1-4-5 に示します。

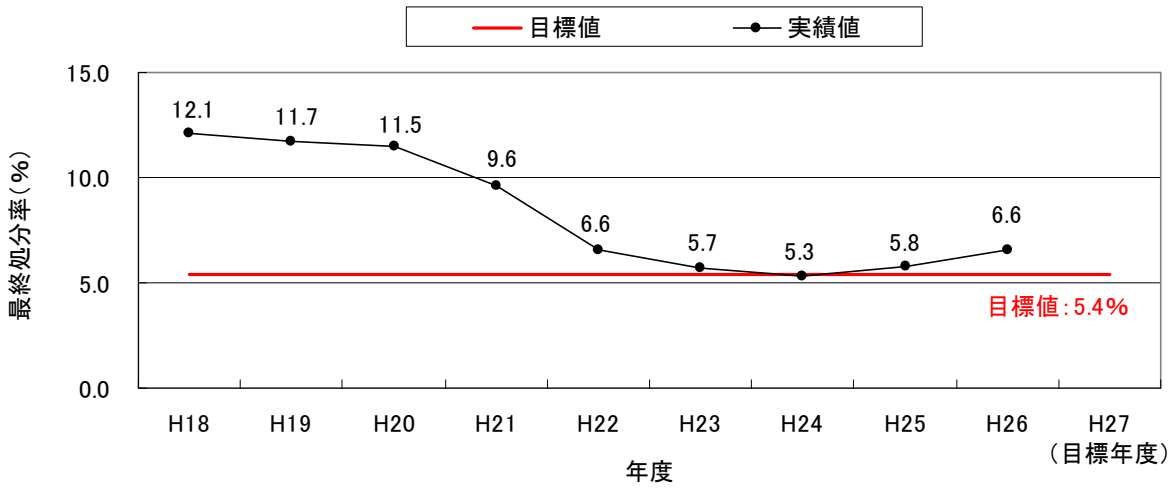

図 3-1-4-5　最終処分率の前計画の目標値と実績値の比較

2. 本市・沖縄県・国の目標値との比較による評価

2-1　本市・沖縄県・国の目標値

本市の前計画、沖縄県及び国では、表 3-1-4-1 のように目標値を定めています。

表 3-1-4-1　前計画、沖縄県及び国の目標値の概要

	前計画の目標値	沖縄県の設定した目標値	国の設定した目標値
設定計画等	沖縄市ごみ処理基本計画 （中間見直し計画）	沖縄県廃棄物処理計画 （第三期）	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針」
策定年月	平成25年3月	平成23年3月	平成13年5月 （平成22年12月改定）
基本となる法律	廃棄物処理法	廃棄物処理法	廃棄物処理法
目標年次	平成27年度（2015年度）	平成27年度（2015年度）	平成27年度（2015年度）
排出量に係る目標値	【一般廃棄物】 平成23年度に対し、1人1日当たりのごみ排出を基準年（平成23年度）から年間4g/人･日ずつ削減し、平成27年度までに4年間で16g削減する。 平成27年度　824.1g/人･日	【一般廃棄物】 平成20年度に対し、1人1日当たりの排出量を26g/人･日減量し、805g/人･日とする。 平成20年度　831g/人･日	【一般廃棄物】 平成19年度に対し、年間排出量を5%削減する。 ※1人1日当たりの排出量 平成27年度　996g/人･日
再生利用に係る目標値	【一般廃棄物】 再生利用量を18.6%とする。	【一般廃棄物】 再生利用量を22%とする。	【一般廃棄物】 再生利用量を約20%から約25%に増加
最終処分に係る目標値	【一般廃棄物】 最終処分率を5.4%とする。	【一般廃棄物】 最終処分率を8%とする。	【一般廃棄物】 最終処分量を約22%に削減 （最終処分率　約11%）

※市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針　平成 19 年 6 月（平成 25 年 4 月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
出典：沖縄市ごみ処理基本計画（中間見直し計画）平成 25 年 3 月　沖縄市

2-2　本市・沖縄県・国の目標値との比較

本市の前計画の目標値と平成 26 年度の実績値との比較を表 3-1-4-2 に示します。

平成 26 年度の本市の家庭系ごみ（1 人 1 日当たりのごみ排出量）は、目標値を達成していますが、その他については未達成です。

表 3-1-4-2　前計画の目標値と実績値との比較

	本市の目標値 平成27年度	本市の実績値 平成26年度	達成 評価
排出量 （1人1日当たりのごみ排出量）	824.1g/人･日	834.9g/人･日	△
家庭系ごみ （1人1日当たりのごみ排出量）	570.0g/人･日	562.7g/人･日	○
事業系ごみ （1日当たりのごみ排出量）	35.8t/日	37.7t/日	△
総資源化量 （リサイクル率）	18.6%	10.2%	△
最終処分量 （最終処分率）	5.4%	6.6%	△

※○：目標達成
△：目標未達成

沖縄県の目標値を基準値として、本市の平成 26 年度の実績値との比較を表 3-1-4-3 に示します。

平成 26 年度の本市の最終処分率は、県の目標値を達成していますが、1 人 1 日当たりのごみ排出量及びリサイクル率については未達成です。

表 3-1-4-3　沖縄県の目標値を基準値とした本市の実績値との比較

	県の目標値 平成27年度	本市の実績値 平成26年度	達成 評価
排出量 （1人1日当たりのごみ排出量）	805g/人･日	834.9g/人･日	△
総資源化量 （リサイクル率）	22.0%	10.2%	△
最終処分量 （最終処分率）	8.0%	6.6%	○

※○：目標達成
　△：目標未達成

国の目標値を基準値として､本市の平成 26 年度の実績値との比較を表 3-1-4-4 に示します。

平成 26 年度の本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量及び最終処分率は、国の目標値を達成していますが、リサイクル率については未達成です。

表 3-1-4-4　国の目標値を基準値とした本市の実績値との比較

	国の目標値 平成27年度	本市の実績値 平成26年度	達成 評価
排出量 （1人1日当たりのごみ排出量）	996g/人･日	834.9g/人･日	○
総資源化量 （リサイクル率）	25.0%	10.2%	△
最終処分量 （最終処分率）	11.0%	6.6%	○

※○：目標達成
　△：目標未達成

第 5 節　課題の抽出

本市のごみ処理の現状を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

1. 排出抑制・再資源化推進の課題

ごみ排出量の抑制

●本市では、ごみの減量化に取り組んだ結果、平成 26 年度においては 834.9g/人･日となり、目標値（824.1g/人･日）の達成に至らない結果となりました。今後もごみの減量化への更なる取り組みが求められます。ごみの減量化を進めていくうえで、家庭や事業所から排出されるごみの排出量の削減に努める必要があります。

今後、処理手数料の見直しを行う場合、排出抑制とより一層の費用負担の公平性確保のため、適正な料金体制を整備していくことが望まれます。

リサイクル率の向上

●本市のリサイクル率は、平成 26 年度現在、10.2%で目標値（18.6%）を下回っている状況にあり、現状のリサイクル率の伸びが続く場合、目標達成が難しい状況にあります。

本市では、新たなごみ処理施設の稼働にあわせて、家庭及び事業所から排出されるごみのリサイクルを進めるための体制を整えており、更なるリサイクル率の向上に向けて、分別の徹底を進める必要があります。

住民・事業者・行政の三者による連携の促進

●適正なごみ処理や減量化・資源化を進めるためには、住民、事業者、行政が一体となった取り組みが必要であるため、情報提供や意識向上イベントなど啓発事業の実施により、連携を図る必要があります。

2. 収集・運搬に関する課題

収集・運搬の安全性及び効率性の向上

●ごみの適正排出・分別の徹底について、住民や事業者に対する周知徹底を図る必要があります。

●本市では、分別区分の変更等に応じて適宜効率的な収集・運搬体制の確保に努めており、また、本市・宜野湾市・北谷町における分別区分の統一も図っています。

今後、新たな資源化にともない分別区分の変更等を行う場合においても、2 市 1 町が連携し分別区分の統一を図りつつ、収集・運搬体制の効率性の向上に努める必要があります。

収集・運搬の利便性の向上

●本市では、収集・運搬の利便性の向上に向けた取り組みを進めています。今後も、多様化するニーズについて把握し、収集・運搬の利便性の向上に努める必要があります。

3. 中間処理の課題

中間処理施設の適正管理

●本市では、組合が平成 22 年度から新たに整備した熱回収施設及びリサイクルセンターにてごみ処理を行っており、今後もこれらの施設を継続利用していくことから、組合と本市・宜野湾市・北谷町が協力して施設の維持管理、運転管理の適正化及び公害防止対策に努め、適正処理を維持していく必要があります。

中間処理段階による循環利用の推進

●中間処理の段階において、以下のとおり資源物の回収等を推進しており、今後も循環利用の推進、最終処分場の延命化の観点から継続していく必要があります。

＜熱回収施設＞

・金属類や溶融スラグの有効利用の推進

・余熱利用（発電・蒸気利用）の推進

＜リサイクルセンター＞

・不燃性粗大ごみからの鉄・アルミ等の資源物回収の徹底

・分別収集したかん、びん、ペットボトル、紙類等の適正な資源化の実施

・資源として分別した草木の有効利用の推進

4. 最終処分の課題

最終処分場の適正管理・延命化

●組合と本市・宜野湾市・北谷町が協力して組合の最終処分場の維持管理基準を遵守し、周辺環境にも配慮した維持管理に努め、適正処分を継続していく必要があります。

●最終処分場の確保が難しい状況や環境負荷の観点から埋立量を削減し、最終処分場の延命化を図る必要があります。

5. ごみ処理費用の課題

合理的・経済的な実施体制の構築によるごみ処理経費の削減

●本市の 1 人当たり及び 1t 当たりのごみ処理費用は減少傾向にあります。今後も、ごみ処理費用の低減のため、現状体制の効率化を図っていく必要があります。

6.その他の課題

ごみの不法投棄への対策

●不法投棄は、生活環境や自然環境に大きな悪影響を及ぼします。これまでの不法投棄対策を継続的に実施していくと共に、他市町村の事例も参考にしながら、より効果的な不法投棄対策を検討する必要があります。

適正処理困難物等への対応

●適正処理困難物等については、適正処理を推進するため、関係機関や民間業者と連携した処理体制の構築や住民への情報提供などを行う必要があります。

災害時の廃棄物処理への対応

●台風等の災害により大量の廃棄物が発生した場合には、衛生的な環境を保持する観点から迅速な対応が求められます。このため、「沖縄市地域防災計画」に基づき収集運搬や処理体制、各関係機関との連携・連絡体制などの確立を図る必要があります。

在宅医療に伴う医療系廃棄物の適正処理

●医療活動の多様化に伴い、在宅医療を受ける患者が増加しています。一般のごみに混ざって排出されることが予測されます。
安全な処理体制の構築に向け、医療機関等と協力し、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の取り扱いについて、今後、検討する必要があります。

特別管理一般廃棄物の適正処理

●特別管理一般廃棄物については、事業者責任、排出者責任のもとで、より適正な処理方法を確立する必要があります。

第 2 章　ごみ処理行政の動向

第 1 節　循環型社会形成推進基本法

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することを目的に、平成 12 年 6 月に循環型社会形成推進基本法が整備されました。

循環型社会形成推進基本法の概要を表 3-2-1-1 に示します。

表 3-2-1-1　循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示	
	「循環型社会」とは、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義	
	法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
3. 処理の「優先順位」を初めて法定化	
	[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分との優先順位。
4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化	
	循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。特に、 [1]事業者・国民の「排出者責任」を明確化。 [2]生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。
5. 政府が「循環型社会形成推進基本法」を策定	
	循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本法」を策定。 [1]原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。 [2]計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。 [3]計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。 [4]計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。 [5]計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。 [6]国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。
6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示	
	○廃棄物等の発生抑制のための措置 ○「排出者責任」の徹底のための規制等の措置 ○「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価） ○再生品の使用の促進 ○環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置

第 2 節　沖縄県廃棄物処理計画

沖縄県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、都道府県に策定が義務付けられている「都道府県廃棄物処理計画」として「沖縄県廃棄物処理計画」を策定しています。この計画は、平成 12 年 6 月に施行された「循環型社会形成推進基本法」の主旨に則り、沖縄県の循環型社会を形成していくための指針となるべき計画です。

沖縄県では平成 23 年 3 月に第三期の「沖縄県廃棄物処理計画（平成 23 年度～27 年度)」を策定しています。

一般廃棄物についての目標値を表 3-2-2-1 に示します。

表 3-2-2-1　沖縄県の一般廃棄物についての目標値

目標値の種類	平成20年度（基準年）	平成27年度（予測値）	平成27年度（目標値）
排出量(千トン)	425千トン	442千トン	425千トン
1人1日当たり排出量	831g/人・日	840g/人・日	805g/人・日
リサイクル率	12.0%	12.0%	22.0%
最終処分率	9.0%	9.0%	8.0%

出典：沖縄県廃棄物処理計画（第三期）平成 23 年 3 月 沖縄県環境部環境整備課

第 3 章　ごみ処理基本計画

第 1 節　基本理念・基本方針

本計画の基本理念は、以下のとおりです。

市民、事業者、行政が一体となった循環型社会の構築

この基本理念に基づいた本市のごみ処理行政についての基本方針を以下のように掲げ、各種施策を効果的に展開することにより、基本理念を実現することとします。

(1)3R の推進

循環型社会を構築するためには、3R（リデュース（発生抑制)、リユース（再使用)、リサイクル（再生利用)）が不可欠です。特に、ごみを生み出さないリデュース（発生抑制)、一旦使用された製品・容器等を再び使用するリユース（再使用）を優先させ、3R を推進します。

(2)適正な処理体制

倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設の適正な維持管理、運転管理に努め、安全かつ適正な処理・処分体制を維持していきます。

在宅医療の増加に伴う医療系廃棄物の排出ルートの適正化や、その他の処理困難物の適正処理ルートの確保等に関して、環境負荷の少ない廃棄物管理システムを構築します。

また、分別・ごみ出しルールの徹底やポイ捨て防止の拡充を図るとともに、不法投棄防止パトロールと指導体制を強化し、適正なごみ処理を図ります。

(3)適正・効率的な施設整備

事業系の剪定枝、木くず及び生ごみに関しては、民間資本や技術を導入したリサイクルルートの確立について検討するなど、適正・効率的な施設整備を図ります。

(4)参加と協働

市民、事業者及び NPO 等と連携して、家庭、学校、事業所及びサークル等でのごみ処理に関する情報の提供等、学習機会の充実を図ります。

市民生活に密接に係わる問題には、市民及び事業者が多様な機会を通じて、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程で参加できるようにし、市民及び事業者と市がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し、補完し合う協働による施策の展開を図ります。

(5)計画における施策の評価

計画に掲げられた目標の達成状況を評価し、評価内容をインターネット等を通じて情報発信します。

第 2 節　計画対象区域

計画対象区域は、本市行政区域全域を対象とします。

第 3 節　計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」、「し尿」及び「特別管理一般廃棄物」とします。

第 4 節　計画目標年次

計画期間は、平成 28～37 年度とし、目標年次を平成 37 年度とします。

表 3-3-4-1　計画期間及び計画目標年度

平成年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
計画期間	←計画期間（10年間）→									
計画目標年度					中間見直し					目標

第 5 節　ごみの排出量及び処理量の見込み

1. ごみ排出量及び処理量の推計の流れ

ごみ排出量及び処理量の見込は、図 3-3-5-1 の流れに基づき、ごみ排出量及び処理量の推計を行い算出しました。詳細は、添付資料に示します。

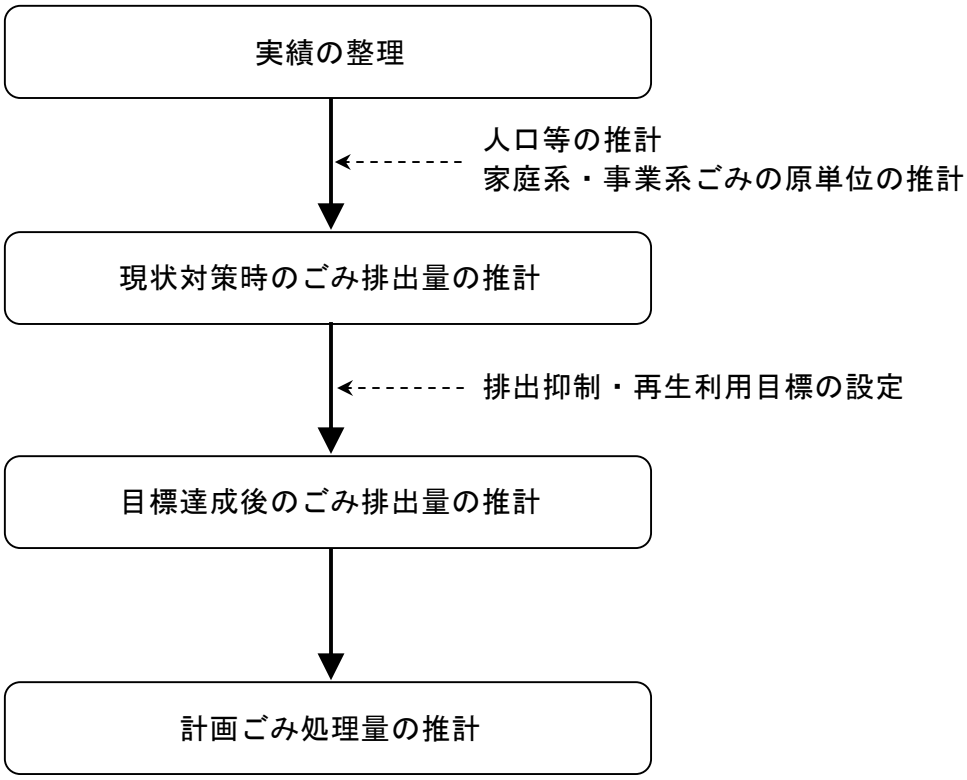

図 3-3-5-1　ごみ排出量及び処理量の推計の流れ

2. ごみ排出量の推計結果（現状対策時）

本市の現状対策時のごみ排出量の推計結果を表 3-3-5-1 と図 3-3-5-2 に示します。

表 3-3-5-1　ごみ排出量の推計結果（現状対策時）

				実績	中間目標年	計画目標年
			年度	H26	H32	H37
行政区域内人口			人	138,503	140,051	140,341
事業所数			事業所	5,217	4,896	4,740
家庭系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	23,570	23,765	23,746
			t/日	64.57	65.11	65.06
		不燃ごみ	t/年	496	500	500
			t/日	1.36	1.37	1.37
		粗大ごみ	t/年	666	670	669
			t/日	1.82	1.84	1.83
		資源ごみ	t/年	3,290	3,316	3,314
			t/日	9.01	9.09	9.08
		紙類	t/年	757	763	763
			t/日	2.07	2.09	2.09
		かん・びん	t/年	1,466	1,479	1,477
			t/日	4.02	4.05	4.05
		ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	t/年	424	427	427
			t/日	1.16	1.17	1.17
		草木	t/年	643	647	647
			t/日	1.76	1.77	1.77
		有害ごみ（蛍光管等）	t/年	18	20	20
			t/日	0.05	0.05	0.05
		合計	t/年	28,040	28,272	28,248
			t/日	76.82	77.46	77.39
	直接ごみ	可燃ごみ	t/年	230	231	231
			t/日	0.63	0.63	0.63
		不燃ごみ	t/年	7	7	7
			t/日	0.02	0.02	0.02
		粗大ごみ	t/年	81	82	82
			t/日	0.22	0.22	0.22
		資源ごみ	t/年	87	87	87
			t/日	0.24	0.24	0.24
		草木	t/年	87	87	87
			t/日	0.24	0.24	0.24
		合計	t/年	405	407	407
			t/日	1.11	1.12	1.11
事業系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	13,119	14,133	15,427
			t/日	35.94	38.72	42.27
		不燃ごみ	t/年	119	127	139
			t/日	0.33	0.35	0.38
		資源ごみ	t/年	525	565	617
			t/日	1.44	1.55	1.69
		紙類	t/年	0	0	0
			t/日	0.00	0.00	0.00
		かん・びん	t/年	525	565	617
			t/日	1.44	1.55	1.69
		ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	t/年	0	0	0
			t/日	0.00	0.00	0.00
		合計	t/年	13,763	14,825	16,183
			t/日	37.71	40.62	44.34
排出量（家庭系＋事業系）			t/年	42,208	43,504	44,838
			t/日	116	119	123
			g/人/日	835	851	875
		家庭系ごみ	t/年	28,444	28,679	28,655
			kg/人	205	205	204
			g/人/日	563	561	559
		事業系ごみ	t/年	13,763	14,825	16,183
			t/日	38	41	44
			t/事業所	3	3	3
集団回収合計			t/年	0	0	0
			t/日	0	0	0
			g/人/日	0	0	0
		紙類	t/年	0	0	0
			t/日	0	0	0
総排出量（排出量＋集団回収）			t/年	42,208	43,504	44,838
			t/日	116	119	123
			g/人/日	835	851	875

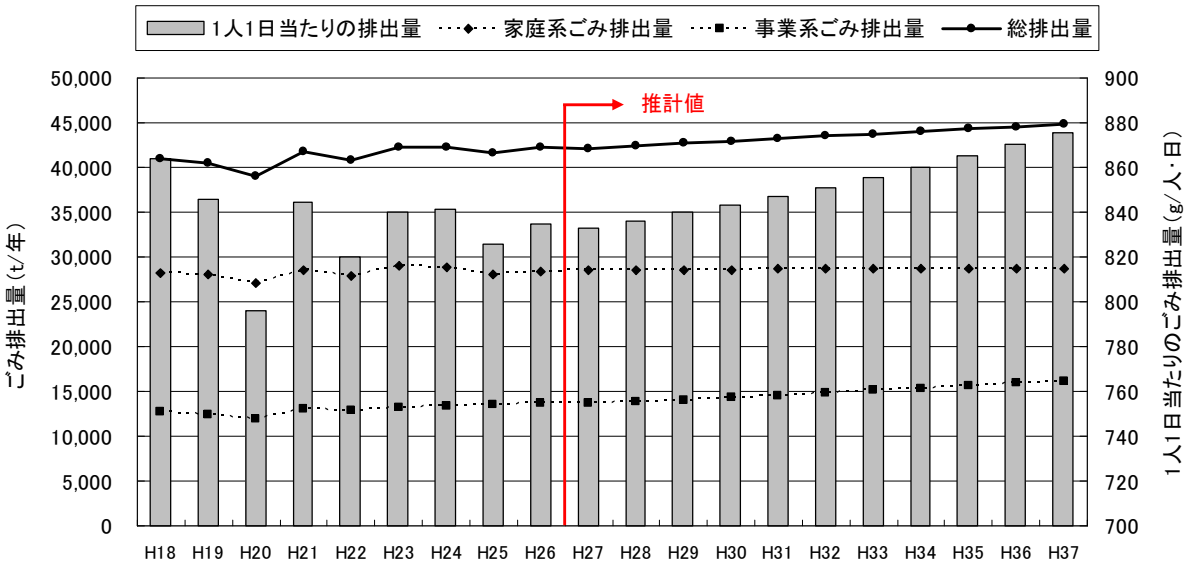

図 3-3-5-2　ごみ排出量の推計結果（現状対策時）

3. 排出抑制・再生利用の目標設定

3-1　排出抑制・再生利用の目標設定方針

ごみの排出抑制・再生利用の目標設定の流れを図 3-3-5-3 に示します。

目標値の設定は、本市のごみの排出量、再生利用状況及び前計画の目標値や上位計画（国及び沖縄県）の目標値を考慮するものとしました。

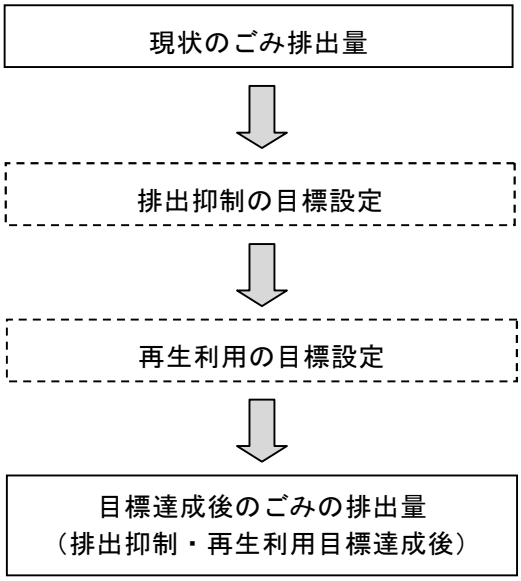

図 3-3-5-3　ごみの排出抑制・再生利用の目標設定の流れ

3-2　排出抑制目標の設定

排出抑制の目標は、沖縄県の目標である「沖縄県廃棄物処理計画（第三期)」の 1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標値（平成 27 年度：805g/人･日）を参考として、以下のとおり定めました。

基準年（平成 26 年度：835g/人･日）から平成 37 年度までで 4.2%減の
800g/人･日まで削減する。

なお、定めた基本方針に基づき算出した目標値の推計結果については、添付資料 1 を参照ください。

3-3　排出抑制目標の推計結果

本市の排出抑制目標達成後のごみ排出量の推計結果を表 3-3-5-2 と図 3-3-5-4 に示します。

表 3-3-5-2　ごみ排出量の推計結果（排出抑制目標達成後）

				実績	中間目標年	計画目標年
			年度	H26	H32	H37
行政区域内人口			人	138,503	140,051	140,341
事業所数			事業所	5,217	4,896	4,740
家庭系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	23,570	22,652	21,484
			t/日	64.57	62.06	58.86
		不燃ごみ	t/年	496	477	452
			t/日	1.36	1.31	1.24
		粗大ごみ	t/年	666	639	606
			t/日	1.82	1.75	1.66
		資源ごみ	t/年	3,290	3,161	2,998
			t/日	9.01	8.66	8.21
		紙類	t/年	757	728	690
			t/日	2.07	1.99	1.89
		かん・びん	t/年	1,466	1,409	1,337
			t/日	4.02	3.86	3.66
		ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	t/年	424	407	386
			t/日	1.16	1.11	1.06
		草木	t/年	643	617	585
			t/日	1.76	1.69	1.60
		有害ごみ（蛍光管等）	t/年	18	19	18
			t/日	0.05	0.05	0.05
		合計	t/年	28,040	26,947	25,558
			t/日	76.82	73.83	70.02
	直接ごみ	可燃ごみ	t/年	230	220	209
			t/日	0.63	0.60	0.57
		不燃ごみ	t/年	7	7	6
			t/日	0.02	0.02	0.02
		粗大ごみ	t/年	81	78	74
			t/日	0.22	0.21	0.20
		資源ごみ	t/年	87	83	79
			t/日	0.24	0.23	0.22
		草木	t/年	87	83	79
			t/日	0.24	0.23	0.22
		合計	t/年	405	388	368
			t/日	1.11	1.06	1.01
事業系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	13,119	13,701	14,352
			t/日	35.94	37.54	39.32
		不燃ごみ	t/年	119	124	129
			t/日	0.33	0.34	0.35
		資源ごみ	t/年	525	548	574
			t/日	1.44	1.50	1.57
		紙類	t/年	0	0	0
			t/日	0.00	0.00	0.00
		かん・びん	t/年	525	548	574
			t/日	1.44	1.50	1.57
		ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	t/年	0	0	0
			t/日	0.00	0.00	0.00
		合計	t/年	13,763	14,372	15,055
			t/日	37.71	39.37	41.25
排出量（家庭系＋事業系）			t/年	42,208	41,707	40,982
			t/日	116	114	112
			g/人/日	835	816	800
		家庭系ごみ	t/年	28,444	27,335	25,926
			kg/人	205	195	185
			g/人/日	563	535	506
		事業系ごみ	t/年	13,763	14,372	15,055
			t/日	38	39	41
			t/事業所	3	3	3
集団回収合計			t/年	0	0	0
			t/日	0	0	0
			g/人/日	0	0	0
		紙類	t/年	0	0	0
			t/日	0	0	0
総排出量（排出量＋集団回収）			t/年	42,208	41,707	40,982
			t/日	116	114	112
			g/人/日	835	816	800

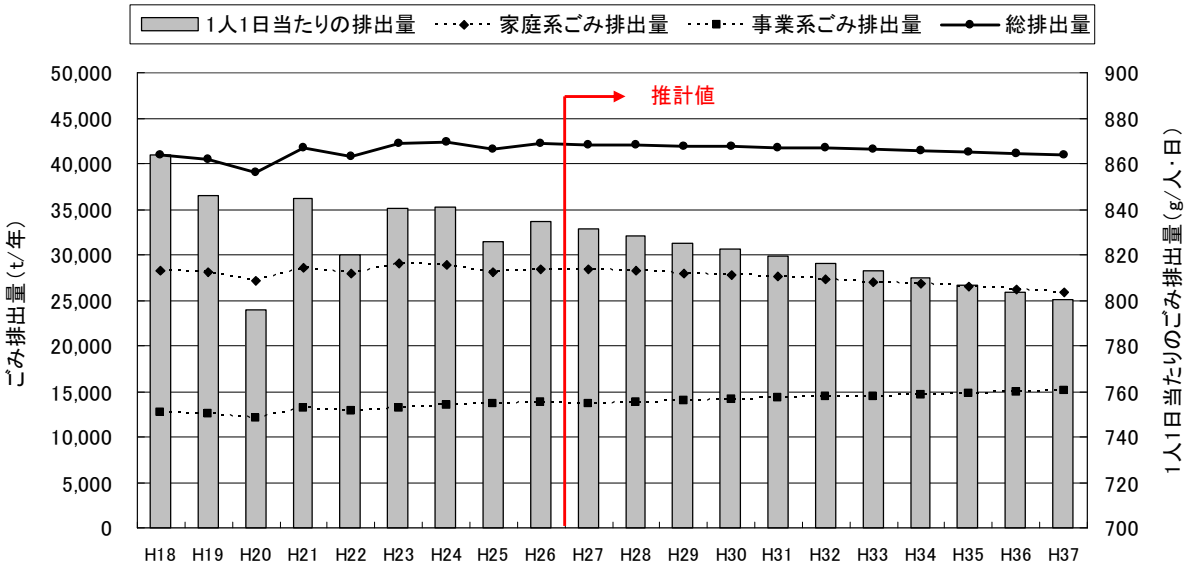

図 3-3-5-4　ごみ排出量の推計結果（排出抑制目標達成後）

3-4　再生利用目標の設定

再生利用目標は、沖縄県の再生利用の目標である「リサイクル率を平成 20 年度（12%）に対し平成 27 年度までに 22%まで向上させる」を基本として以下のとおり定めました。

> リサイクル率を基準年（平成 26 年度）から平成 37 年度までに **22.0%**まで向上させる。
> その目標達成のため、収集ごみを対象とした可燃ごみに混入している資源物のうち、家庭系ごみから **10.5%**、事業系ごみから **29.9%**を移行させることを目標とする。

なお、定めた再生利用目標に基づき算出した目標値の推計結果については、添付資料 1 を参照ください。

3-5　ごみ排出量の推計結果（排出抑制・再生利用の目標達成後）

本市の排出抑制・再生利用の目標達成後のごみ排出量の推計結果を表 3-3-5-3 に示します。

表 3-3-5-3　ごみ排出量の推計結果（排出抑制・再生利用の目標達成後）

				実績	中間目標年	計画目標年
			年度	H26	H32	H37
行政区域内人口			人	138,503	140,051	140,341
事業所数			事業所	5,217	4,896	4,740
家庭系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	23,570	21,406	19,228
			t/日	64.57	58.65	52.68
		不燃ごみ	t/年	496	477	452
			t/日	1.36	1.31	1.24
		粗大ごみ	t/年	666	639	606
			t/日	1.82	1.75	1.66
		資源ごみ	t/年	3,290	4,407	5,254
			t/日	9.01	12.07	14.39
		紙類	t/年	757	1,901	2,815
			t/日	2.07	5.21	7.71
		かん・びん	t/年	1,466	1,409	1,337
			t/日	4.02	3.86	3.66
		ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	t/年	424	414	399
			t/日	1.16	1.13	1.09
		草木	t/年	643	682	703
			t/日	1.76	1.87	1.93
		有害ごみ（蛍光管等）	t/年	18	19	18
			t/日	0.05	0.05	0.05
		合計	t/年	28,040	26,947	25,558
			t/日	76.82	73.83	70.02
	直接ごみ	可燃ごみ	t/年	230	220	209
			t/日	0.63	0.60	0.57
		不燃ごみ	t/年	7	7	6
			t/日	0.02	0.02	0.02
		粗大ごみ	t/年	81	78	74
			t/日	0.22	0.21	0.20
		資源ごみ	t/年	87	83	79
			t/日	0.24	0.23	0.22
		草木	t/年	87	83	79
			t/日	0.24	0.23	0.22
		合計	t/年	405	388	368
			t/日	1.11	1.06	1.01
事業系	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	13,119	11,522	10,061
			t/日	35.94	31.57	27.56
		不燃ごみ	t/年	119	124	129
			t/日	0.33	0.34	0.35
		資源ごみ	t/年	525	2,726	4,865
			t/日	1.44	7.47	13.33
		紙類	t/年	0	2,106	4,148
			t/日	0.00	5.77	11.36
		かん・びん	t/年	525	548	574
			t/日	1.44	1.50	1.57
		ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	t/年	0	73	143
			t/日	0.00	0.20	0.39
		合計	t/年	13,763	14,372	15,055
			t/日	37.71	39.37	41.25
排出量（家庭系＋事業系）			t/年	42,208	41,707	40,982
			t/日	116	114	112
			g/人/日	835	816	800
		家庭系ごみ	t/年	28,444	27,335	25,926
			kg/人	205	195	185
			g/人/日	563	535	506
		事業系ごみ	t/年	13,763	14,372	15,055
			t/日	38	39	41
			t/事業所	3	3	3
集団回収合計			t/年	0	0	0
			t/日	0	0	0
			g/人/日	0	0	0
		紙類	t/年	0	0	0
			t/日	0	0	0
総排出量（排出量＋集団回収）			t/年	42,208	41,707	40,982
			t/日	116	114	112
			g/人/日	835	816	800

4. 目標を達成するための取り組み

4-1　家庭系ごみの減量

家庭系ごみについては、以下に示すとおり、ごみ減量施策を実施することにより、計画目標年度（平成 37 年度）現状対策時の排出量（559g/人･日）から 53g/人･日を減量し、506g/人･日を目標とします。

> **計画目標年度（平成 37 年度）に、ごみ減量施策を実施することで、**
>
> **506g/人･日**
>
> **を目標とする。**

（ごみ減量施策）

①発生抑制

家庭系ごみの減量の発生抑制について、以下の対策を行います。

・不要品を買わない→不要品によるごみ発生を抑制します。
　　食品の買いすぎによる家庭からの廃棄処分食品の低減。
・エコクッキング　→調理法の工夫による残渣を減少させます。
　　食べ残しを作らない。
・マイバッグ運動の展開

②ごみ対策

家庭系ごみのうちでも生ごみの減量について、以下の対策を行います。

・排出ルールの徹底→生ごみは再度水きりをしてから排出します。
・生ごみリサイクルの促進

③分別の徹底と資源化

家庭系ごみのうち紙ごみなどの資源化対策を行います。

・分別の徹底による排出ごみの低減
・紙ごみを資源回収するためのルートの確立

4-2　事業系ごみの減量

事業系ごみについては、以下に示すとおり、ごみ減量施策を実施することにより、計画目標年度（平成 37 年度）現状対策時の排出量（44t/日）から 3.1t/日を減量し、41t/日を目標とします。

計画目標年度（平成 37 年度）に、ごみ減量施策を実施することで、

41t/日

を目標とする。

（ごみ減量施策）

①事業所への減量化指導

収集運搬許可業者の協力も得て、持込みごみの統計データを整理して、搬入量が比較的大きい事業所を特定し、減量計画書の提出を指導することにより、重点的な減量化対策を講じます。

②資源ごみ分別の徹底

平成 23 年 4 月より分別区分に資源ごみ（紙類、かん、びん、ペットボトル）を追加し、資源化の推進を図っています。今後は、リサイクルの取り組みが排出事業者に浸透していくよう、排出事業者への働きかけを行うとともに、市の許可業者と連携し分別の徹底を図る体制を構築します。

③事業系生ごみの資源化

事業系生ごみについては、『もえるごみ』として排出されているものが多いと考えられます。事業系生ごみについては、飼料化、堆肥化を図るとともに、その他の資源化（エネルギー回収）を含めて、民間（処理）業者等とも連携して、地域に滞在する有機性資源として捉える必要があります。

今後は、排出業者、民間（処理）業者等を交えて、資源回収等を検討します。

第 6 節　ごみ処理計画

1. ごみ処理主体

ごみ処理の主体を、排出から処理・処分に至る工程ごと及びごみの区分ごとに整理したものを表 3-3-6-1 に示します。

排出段階における分別排出は、住民や事業者が主体となって取り組むものとします。

排出されたごみの収集・運搬については本市、中間処理・最終処分は組合が主体となって行います。ただし、事業系ごみについては各事業者の責任によるものとします。

表 3-3-6-1　ごみ処理主体

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">排出源･分別区分</th><th rowspan="2">排出抑制</th><th rowspan="2">収集･運搬</th><th>中間処理</th><th>最終処分</th></tr>
<tr><th>保　管</th><th>資 源 化</th></tr>
<tr><td rowspan="8">家庭系ごみ</td><td colspan="2">可燃ごみ</td><td rowspan="8">住民</td><td rowspan="8">本市</td><td rowspan="9">倉浜衛生
施設組合</td><td rowspan="9">倉浜衛生
施設組合</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">資源ごみ</td><td>紙類</td></tr>
<tr><td>かん･びん</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>草木</td></tr>
<tr><td colspan="2">有害ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業系ごみ</td><td colspan="2">事業者</td></tr>
</table>

※ごみ処理主体には委託を含む。

2.住民・事業者・行政の取り組み

ごみ処理コストに関する検討

ごみ処理に係るコストを広く公表し、コスト負担のあり方を市民・事業者と一体となって、検討することが必要です。

指定ごみ袋の手数料については、負担の公平化、排出抑制の観点から必要に応じて見直しを検討します。また、手数料の見直しを行う場合は、組合構成市町で統一された料金体制が望ましいことから、料金体制の統一に向けて、先進自治体等の事例について調査・研究を行います。

事業系ごみの資源ごみの分別

平成 23 年 4 月より分別区分に資源ごみ（紙類、かん、びん、ペットボトル）を追加し、資源化の推進を図っています。今後は、リサイクルの取り組みが排出事業者に浸透していくよう、働きかけを行うとともに、市の許可業者と連携し分別の徹底を図る体制を構築します。

ごみ出しルールの徹底と見直し

市の広報やホームページなどあらゆる媒体や機会を利用して、分別とごみ出しルールの周知徹底を図ります。

家庭から排出される廃蛍光管については、平成 22 年度より有害ごみとして分別を行っています。なお、現在、不燃ごみである乾電池については、適正処理に向け回収方法や資源化など先進自治体等の事例について調査・研究を行います。

ポイ捨て防止・不法投棄防止対策

空き缶やタバコの吸殻等のポイ捨ては、社会的常識とマナーの観点から、美しい街をつくり、マナーを守ることについて啓発を図ります。

また、不法投棄については、常習箇所を中心にパトロールの実施や、自治会やクリーン指導員と連携した監視体制を構築し、防止・早期発見に努めます。

なお、不法投棄の常習者や悪質事案については、沖縄県等関係機関との連携による対応や警察への告発を含めて厳正な対応により、不法投棄の防止を図ります。

情報の公開

ごみに関する各種情報（ごみ量の推移、資源化の状況、ごみ減量目標達成状況等）を市の広報誌やホームページへの掲載などにより公開し、市民等へのごみ減量・資源化に関する意識啓発を図ります。

リーダーの育成とごみ学習会などの開催

クリーン指導員の活動マニュアルを作成し、研修等による育成を図り、活動支援を行うとともに、家庭、地域、学校及び事業所等の環境美化活動のリーダー用マニュアルを作成し、地域や学校、職場などで、ごみに関する学習会を開催し、理解を深めます。

これらによって、行政・クリーン指導員と一体となって取り組む地域環境美化活動を推進します。

マイバッグ運動の取り組み強化

小売店等との協力・連携のもと、マイバッグ運動の展開により、市民への浸透が進んできましたが、更なる普及に取り組みます。

3.3R に関する施策と取り組み

①排出抑制（Reduce）

生ごみ減量化の推進

家庭系生ごみを対象とする生ごみ処理機器の購入補助を継続的に実施します。また、家庭では『食べ残し』の減量や、食品の買いすぎをなくし、計画的に食品を購入するなどの生ごみを減量するライフスタイルの普及に努めます。

学校給食センター、病院、ホテル、スーパー及び飲食店等から出される生ごみに対しては、減量化への取り組みを支援するとともに、飼料化、堆肥化を行うリサイクルルートについて、検討します。

家庭、地域、学校及び事業所での取り組みの推進

家庭、地域、学校及び事業所ごとに、ごみ減量の取り組みを推進するために、マニュアルやアイデア集、事例集などを作成し、クリーン指導員と連携して普及啓発に努め、説明会や学習会の開催を支援すると共に必要に応じて講師の派遣などを行います。

小売店・商店街との連携

ごみの発生抑制のため、レジ袋対策とともに、過剰包装の抑制等について、小売店や商店街と協力・連携を進め、普及啓発に努めます。

事業系一般廃棄物の排出抑制

事業系一般廃棄物は、平成 20 年度までは減少傾向を示しているものの、平成 20 年度～平成 21 年度にかけて大きく増加し、平成 22 年度で一旦は減少したものの、それ以降は増加傾向にあります。今後も減量化を進めるため、事業者への排出抑制・資源化に係る情報発信・意識啓発活動等を充実させます。

また、平成 23 年度より開始した資源ごみの分別の徹底を図るよう指導します。

②再使用（Reuse）

不要品の再使用の促進

組合で整備されるリサイクルセンターにより、粗大ごみの修理・再生によるリユース（再使用）を促進します。なお、3R やごみ問題、環境問題に対する意識啓発の場としてリサイクルセンターを活用できるよう組合・宜野湾市・北谷町と連携していきます。

③再生利用（Recycle）

紙ごみ・生ごみリサイクルの推進

紙ごみについては、事業系とりわけ事務所等のごみを減量するための取り組みを支援し、紙リサイクルを推進します。

家庭系生ごみを対象とする生ごみ処理機器の購入補助を継続的に実施し、生ごみの減量化及び堆肥化による緑地等への還元を促進します。

学校給食センター、病院、ホテル、スーパー及び飲食店等から出される生ごみに対しては、減量化への取り組みを支援するとともに、民間ルートの活用により再資源化するなど、事業者間の連携を推進し、飼料化・堆肥化等を行うルートについて検討し、減量とリサイクルの促進を図ります。

分別の徹底及び再検討

再資源化できる紙、ペットボトル等が『可燃ごみ』として排出されている実態もあることから、ごみ分別をさらに徹底します。これらの分別については協力度合を高めるために、リサイクルルートの情報提供等を積極的に行います。

なお、リサイクルの効率的な促進のために、現在の分別について適宜見直しを行います。

剪定枝・草、木くずのリサイクルの促進

草木類は資源ごみとして収集し、組合において、民間のリサイクル業者により委託処理されています。しかし、一部は可燃ごみとしても処理されており、今後は、より資源化を促進するよう運用の見直しを検討します。

④ごみの適正処理・処分

越境ごみの持ち込み防止

事業系のごみについて、市域外からの持ち込みがないよう、収集運搬の許可業者への指導を行います。

適正処理困難物への対応

倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設では、適正処理が困難なもの（消火器、農薬、除草剤、ピアノ等）を定めています。適正処理困難物については、処理専門業者により処理することとしており、本市では、排出者である住民に対して専門業者による引き取り等の主旨、ルール等の周知徹底を図り、適正処理を推進します。

家電リサイクル法、資源有効利用促進法等への対応

家電リサイクル、パソコンリサイクルの対象となるものは、基本的には組合では受け入れないため、それぞれの法律に基づき自主回収・再資源化業者（メーカー等)、販売店、消費者がそれぞれの役割を果たしながらリサイクルを行っていきます。また、市民に対するリサイクル推進への情報を発信していきます。

不法投棄対策

地域の自治会及びクリーン指導員と協力し、廃棄物の不法投棄防止に係る意識啓発に努めるとともに、パトロールの強化や立て看板の設置などを行い、不法投棄防止を図ります。

4. 収集・運搬に関する施策

安定かつ効率的な収集・運搬体制の継続

本市が主体となり、安定かつ効率的なごみの収集・運搬体制に努めます。また、ごみの排出量に大きな変動が生じたり、将来のごみの分別区分や処理体系が変更される場合等、必要に応じて収集・運搬体制の見直しを行います。

収集・運搬の利便性の向上

住民サービス向上の観点から、生活介助を要する障がい者や高齢者などがいる世帯などに配慮した収集体制について本市のニーズに応じた体制を構築するため、調査・研究を行います。

収集・運搬の環境負荷の低減

ごみ収集車は、大半はディーゼル車が使用されています。温暖化対策など地球環境を保全する観点から、温室効果ガスや粒子状物質（PM）等の排出低減など、委託業者に低公害車の導入について推奨します。

5. 中間処理に関する施策

中間処理施設の適正管理

本市は組合の処理施設にてごみ処理を行うため、適正処理の維持に向け、組合及び構成自治体との関連のもと、該当施設の適正な維持管理・運転管理及び公害防止対策に努めます。

中間処理段階の循環利用の促進

中間処理段階において以下に示す循環利用を促進し、最終処分量の削減を図ります。

・熱回収施設における金属類や溶融スラグの有効利用、余熱利用（発電・蒸気利用）の促進

・リサイクルセンターにおける、不燃性粗大ごみからの金属類の自然物回収の徹底と分別収集した金属類、ガラス類、ペットボトル、紙類等の適正な資源化の実施

・草木の有効利用の促進

6. 最終処分に関する施策

最終処分場の適正管理

今後も組合の最終処分場として埋立処分を継続していくことから、廃棄物処理法に基づいた維持管理基準を遵守し、周辺環境にも配慮した適正な維持管理を行い、安心・安全な埋立処分が継続できるよう、組合構成自治体として協力します。

最終処分量の最小化

最終処分場の延命化及び環境への負荷の抑制のため、ごみの排出抑制や分別の徹底、中間処理によるごみの減量化・資源化、最終処分量の最小化を促進します。

7. その他

在宅医療の増加に伴う廃棄物の排出ルールの策定

近年、在宅医療ができるようになったことから、家庭から発生する医療系廃棄物が問題となっています。これらには、注射針などが混在しており、これらによる事故、感染等の危険性もあります。そのため、住宅医療に携わる医療機関や関係者と協議し、住民の意識啓発や、排出ルートやルールについて調査・研究を行います。

特別管理一般廃棄物の排出ルートの構築

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて、①ばいじん、②PCB 使用製品、③感染性医療廃棄物が指定されています。

事業者が排出するばいじんは、産業廃棄物として適正に処理されます。

PCB は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理基本計画（環境省）に沿った適正処理を推進します。

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進します。

なお、本市においては、医療機関から発生する感染性廃棄物の処理を許可業者へ委託することを推進しており、排出事業者への適正処理の指導等を行っていくものとします。

第 7 節　その他の施策

1. 事業者等への協力要請

製造事業者による自主回収ルートの確立及びごみにならない容器の利用促進や適正処理困難物等の処理施設整備を関係機関に要請します。

2. 災害対策

市域の災害対策に関する事項を定めた「沖縄市地域防災計画」に基づき、災害発生時の廃棄物処理の円滑な実施に向け、周辺自治体や沖縄県など関係機関との連携を図るとともに、災害廃棄物処理計画の策定を検討します。

3. 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、努力目標値を達成するためには施策の実施状況や努力目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

本計画は、図 3-3-7-1 のような Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

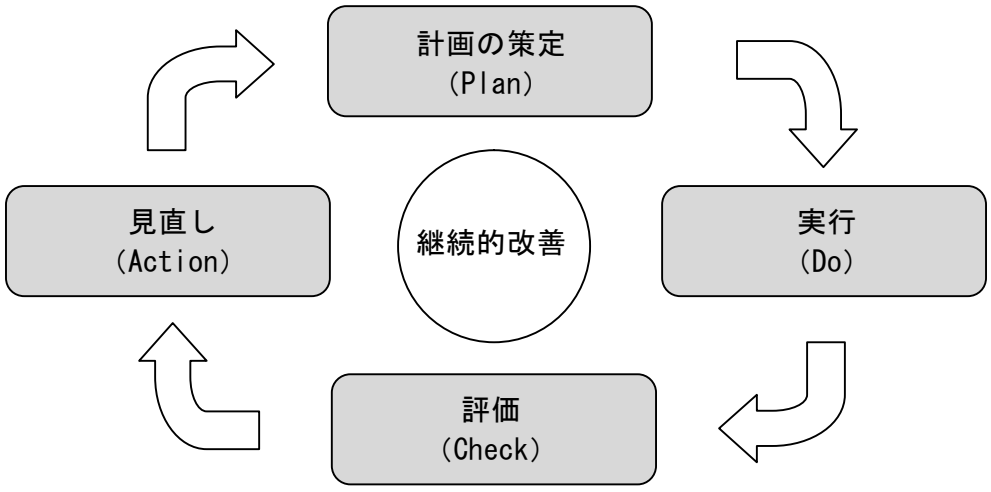

図 3-3-7-1　チェックシステム

4. 推進体制

市、事業者及び市民との協力・協働への取り組みにより廃棄物の減量化・資源化を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄市一般廃棄物減量等推進審議会において計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、必要に応じて意見や提言を行います。また、本審議会では、市長から諮問があった場合は、計画の見直しについて審議及び答申を行います。